

5. 河川整備の実施に関する事項

5. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設等の機能概要

河道掘削等河川整備における調査、計画、設計、施工、維持管理等の実施にあたっては、河川全体の自然の営みや歴史・文化との調和にも配慮し、阿武隈川が本来有している動植物の生息・生育環境及び河川景観を保全創出する多自然川づくりを基本として行います。

5. 1. 1 洪水、高潮等による災害の防止又は軽減

(1). 堤防の整備

i). 堤防の量的整備

河道の目標流量を安全に流下させるために、家屋等への被害が生じる無堤箇所および断面(堤防高や幅)が不足する箇所において堤防の整備を実施します。

なお、整備にあたっては、まちづくり計画との調整等、地域と連携して実施します。

表5－1 堤防整備の対象位置

| 位 置 | | 対象地区 |
|-----|-----------------------------|------------|
| 宮城県 | 河口より (右岸) 33.7～ 34.4km | かなやま 金山 |
| 福島県 | 河口より (左岸) 117.8～ 119.8km | 本宮左岸 |
| | (右岸) 117.2～ 119.8km | 本宮右岸 |
| | (右岸) 133.8～ 134.0km | 阿久津 |
| | (右岸) 140.6～ 142.4km | 御代田 |
| | (左岸) 146.5～ 147.0km | 森宿 |
| | (右岸) 151.4～ 154.0km | 雲水峰 |

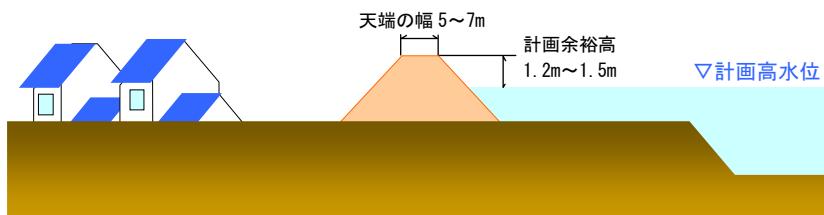


図5－1 堤防整備のイメージ(無堤箇所における堤防の新設)

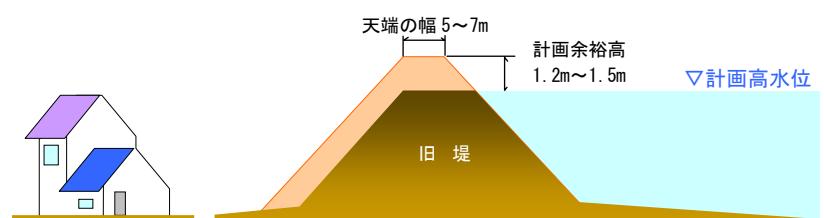
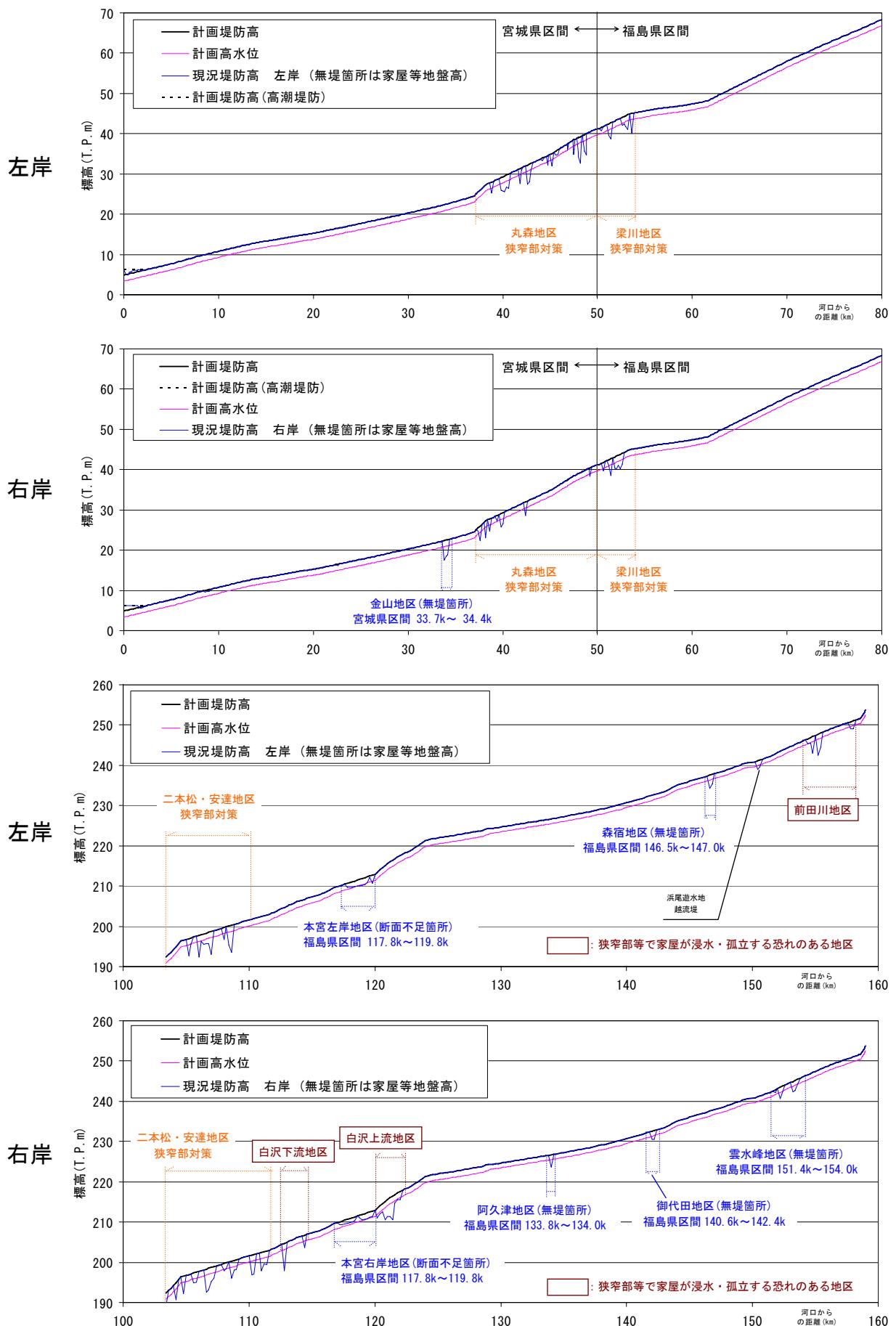


図5－2 堤防整備のイメージ(断面不足箇所における堤防の拡築)

※堤防の位置や構造については、今後、詳細設計を経て決定するもので、最終的なものではありません。

5. 河川整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設等の機能概要～



※堤防の位置や構造については、今後、詳細設計を経て決定するもので、最終的なものではありません。

図 5-3 現況堤防高

※狭窄部対策：輪中堤や宅地嵩上げなどの氾濫及び地形特性に応じた効果的な治水対策

5. 河川整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能概要～



図 5-4 堤防の量的整備箇所 位置図

※堤防の位置や構造については、今後、詳細設計を経て決定するもので、最終的なものではありません。

5. 河川整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設等の機能概要～



金山地区(無堤箇所)
河口より 33.7~34.4km 右岸



本宮左岸・右岸地区(断面不足箇所)
左岸 河口より117.8~119.8km
右岸 河口より117.2~119.8km



雲水峰地区(無堤箇所)
河口より151.4~154.0km右岸



御代田地区(無堤箇所)
河口より140.6~142.4km右岸

※堤防の位置や構造については、今後、詳細設計を経て決定するもので、最終的なものではありません。

ii). 堤防の質的整備

長大かつ歴史的経緯の中で建設された土木構造物である堤防は、内部構造が不明確な場合もあり、構造物としての信頼性が必ずしも高くない場合があります。このため、これまでの高さや幅等の量的整備（堤防断面確保）に加え、質的整備として、浸透に対する安全性の詳細点検を早期に行い、安全性が確保されない堤防においては、強化対策を図り、質的量的ともにバランスの取れた堤防整備を推進します。

堤防の質的整備に当たっては、特定区間など洪水により甚大な被害が発生すると予想される区間を優先的に整備します。

表 5－2 堤防の質的整備の工法例

| 浸透に対する安全性を確保するための対策工法の例 | |
|-------------------------|----------------------------|
| 堤体を対象 | 遮水シート、裏腹付け、ドレン、天端舗装 護岸工 |
| 基礎地盤を対象 | 遮水矢板 |

※箇所毎の点検結果を受けて対策工法を選定します。

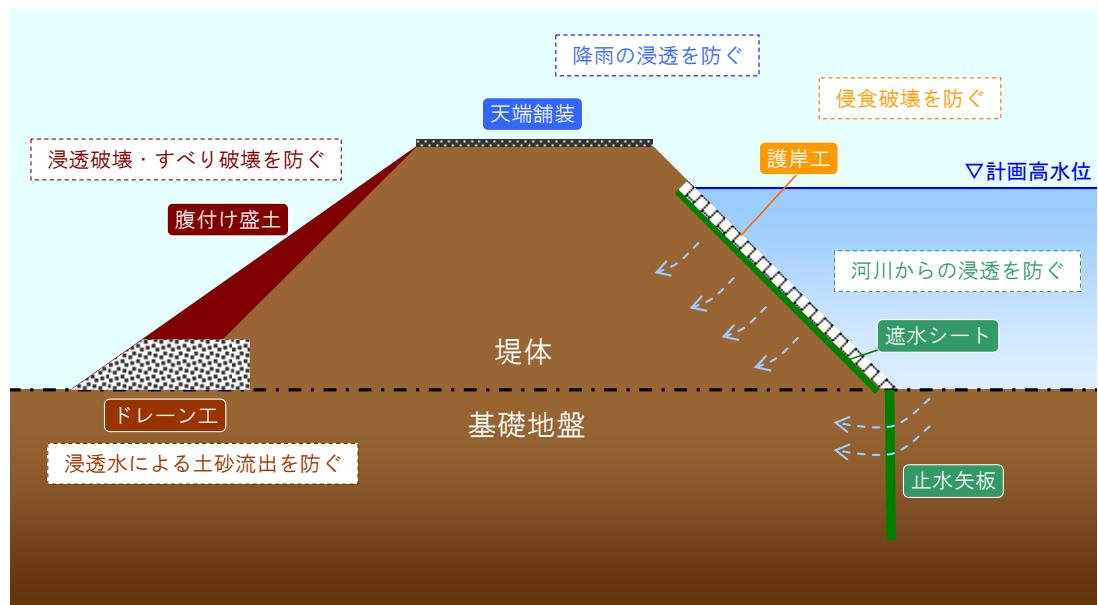


図 5－5 堤防の質的整備断面イメージ

※特定区間：洪水により甚大な被害が発生すると予想される河川で内閣危機管理監が定める区間。直轄管理区間内の、堤防決壊により氾濫した場合に甚大な被害(被災人口約1万人以上)が予想される区間

※パイピング：地中に水が流れる時、地中の弱い所に水の流れが集まり、パイプ状の水みちができる現象。

※ドレン：洪水時に堤防内に浸透した河川水や雨水の排水を促し湿潤面を下げる方法

5. 河川整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設等の機能概要～

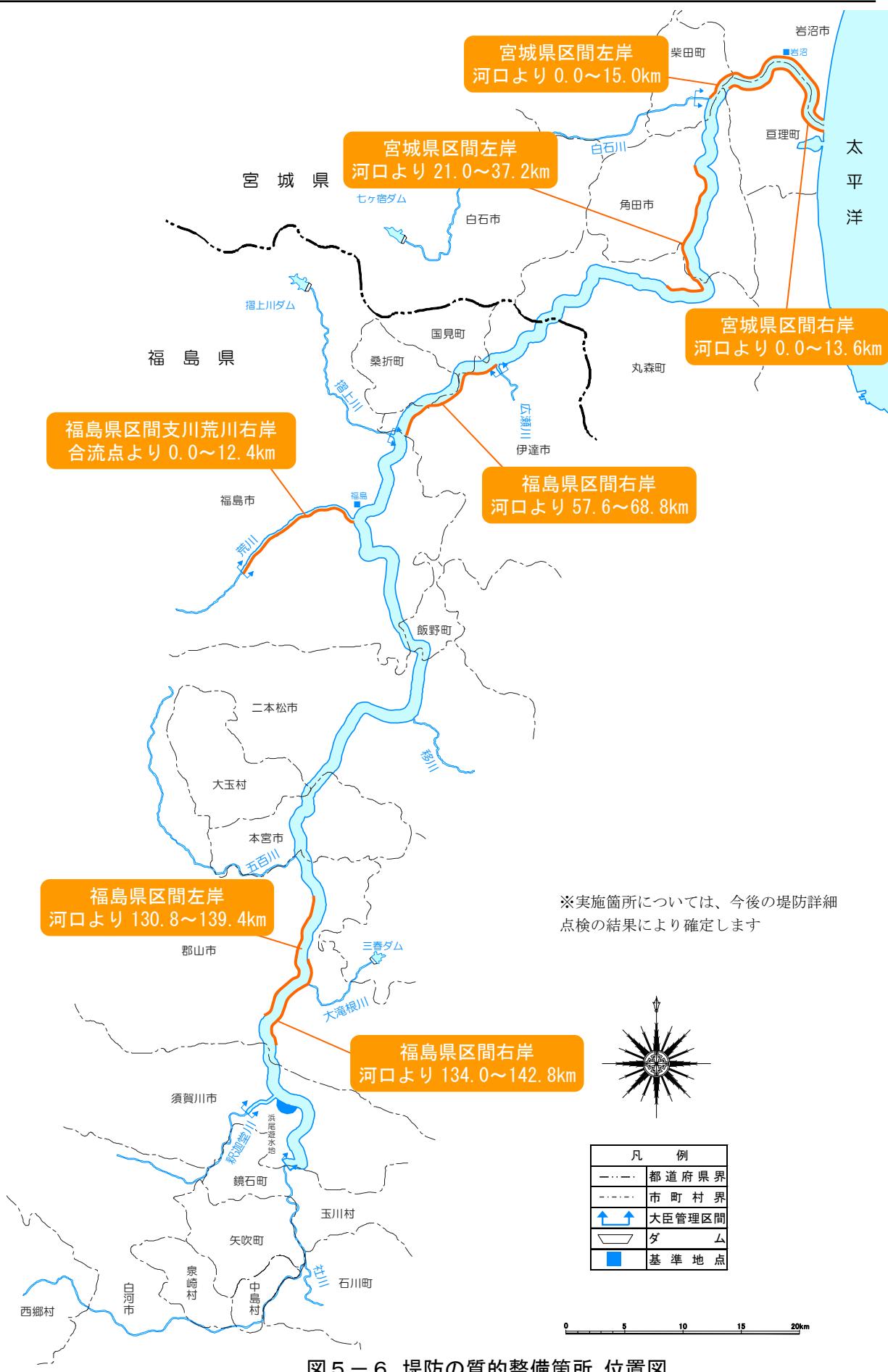


図 5-6 堤防の質的整備箇所 位置図

5. 河川整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能概要～

(2). 狹窄部等の氾濫及び地形特性に応じた治水対策

阿武隈川は、宮城福島県境、二本松・福島間を代表とした狹窄部を有し、この地区では連続堤防の整備が困難であり、整備が進まない状況であることから治水安全度がその他の地区と比較して低い現状にあります。

このような地区では、連続堤防の整備や河道掘削ではなく、整備効果が早期に発現する輪中堤や宅地嵩上げなどの氾濫及び地形特性に応じた効果的な治水対策を実施します。

また、ハード面の整備を進めるとともに、丸森町や伊達市、二本松市で行われた条例による災害危険区域の指定のように、適切な土地利用への誘導を図ることで、被害の拡大防止に努めます。

表5－3 気象及び地形特性に応じた治水対策 実施地区

| 位 置 | | 対象地区 |
|-----|--------------------------------------|-----------------------------|
| 宮城県 | 河口より 37.2～49.8km | 丸森 |
| 福島県 | 河口より 50.0～54.0km 103.4～111.4km | やながわ 染川 あだち 二本松・安達 |

表5－4 狹窄部等で家屋が浸水・孤立する恐れのある地区

| 位 置 | | 対象地区 |
|-----|---|---|
| 福島県 | 河口より 80.2～83.0km 100.0～103.4km 112.8～114.4km 120.0～122.2km 154.4～158.4km | くろいわ 黒岩 とうわ 東和・安達 しらさわ 白沢下流 白沢上流 前田川 |

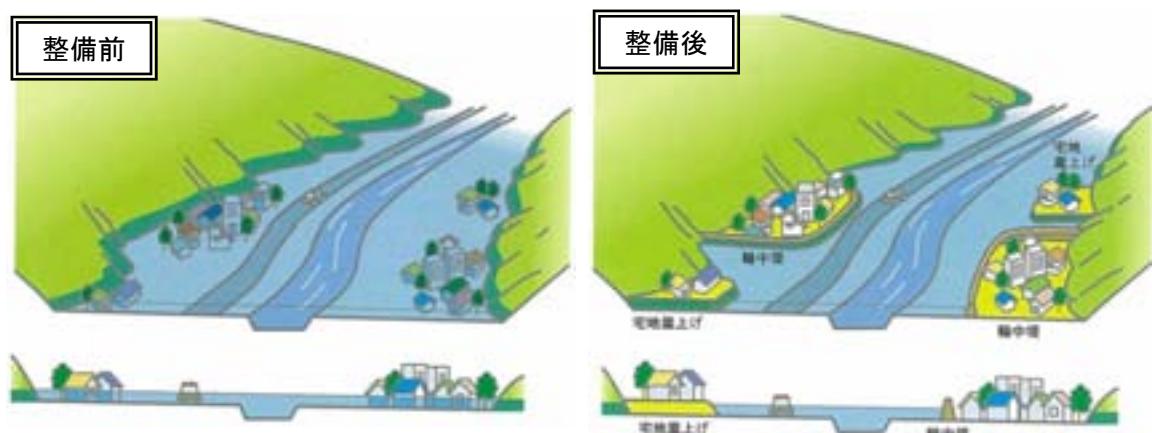


図5－7 気象及び地形特性に応じた治水対策 イメージ図

5. 河川整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設等の機能概要～



図 5-8 狹窄部等浸水箇所位置図

5. 河川整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能概要～

(3). 河道掘削

堤防整備や洪水調節施設整備が完了しても河道断面積が不足している箇所においては、河道の目標流量が安全に流下できず浸水被害が生じることから、河道断面積を拡大するために河道掘削を実施します。

河道掘削の計画にあたっては、アユやサケの産卵場や利活用が行われている高水敷を保全し、平水時の河川環境を大きく改変しないよう掘削形状等に十分配慮します。また、掘削箇所が樹林化せず水生植物帯・湿生植物帯が創出されるよう、冠水頻度などを考慮した掘削形状とし、河岸の自然環境に配慮します。

また、河道掘削の施工にあたっては河川環境に与える影響が極力少なくなるよう、施工時期、施工方法等に配慮します。掘削工事施工時には、濁水の発生を極力抑えながら、水質等のモニタリング調査を実施するとともに、掘削により発生する残土は堤防盛土に利用するなど有効利用の検討を実施します。

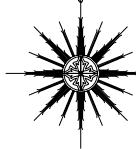
表5－5 河道掘削箇所

| 位 置 | | 対象地区 |
|-----|---------------------|------|
| 宮城県 | 河口より 32.1～33.7km | 館矢間 |
| 福島県 | 河口より 75.8～78.0km | 福島 |
| | 116.6～117.4km | 本宮 |
| | 134.0～136.0km | 郡山 |
| | 142.4～147.0km | 須賀川 |

※河道掘削範囲は、今後、詳細設計を経て決定するもので、最終的なものではありません。

5. 河川整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設等の機能概要～

| 凡 例 | |
|-------|--------|
| --- | 都道府県界 |
| - - - | 市町村界 |
| ↑↑ | 大臣管理区間 |
| △△ | ダム |
| ■■ | 基準地點 |



宮城県区間
河口より 32.1~33.7km



太 平 洋



福島県区間
河口より 116.6~117.4km



: 挖削範囲



福島県区間
河口より 134.0~136.0km

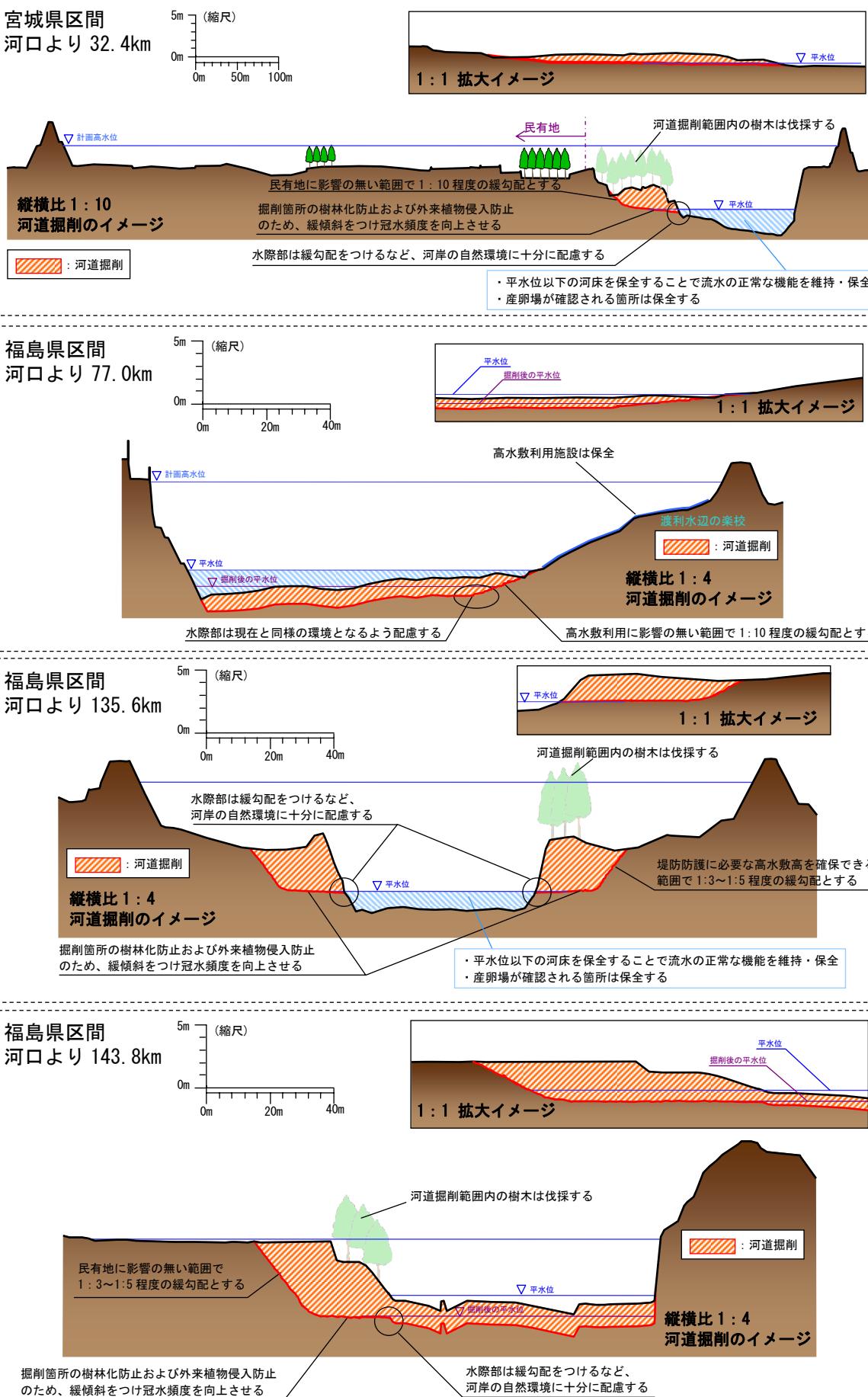


福島県区間
河口より 142.4~147.0km

※河道掘削範囲は、今後、詳細設計を経て決定するもので、最終的なものではありません。

図 5-9 河道掘削箇所位置図

5. 河川整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設等の機能概要～



※河道掘削範囲は、今後、詳細設計を経て決定するもので、最終的なものではありません。

図 5-10 河道掘削のイメージ図

5. 河川整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設等の機能概要～

(4). 遊水地の整備

戦後最大規模の昭和61年8月洪水と同程度の洪水においてもピーク水位が計画高水位以下となるよう、須賀川市街地上流部に遊水地を整備します。

整備内容としては、既設浜尾遊水地の機能拡充として、現在の調節容量180万m³を遊水地内の掘削により約230万m³に拡大する他、図5-1-1に示す範囲に調節容量約900万m³の遊水地を新たに整備します。なお、大臣管理区間外に整備する場合には福島県と十分な協議・連携を図ります。

浜尾遊水地内を掘削する際は、平成13年に策定された浜尾遊水地利用計画を踏まえ、整備後に地域の財産となり活発に利活用されるよう、適切な環境管理を実施します。

①浜尾遊水地の機能拡充



②新たに遊水地の整備を検討する範囲

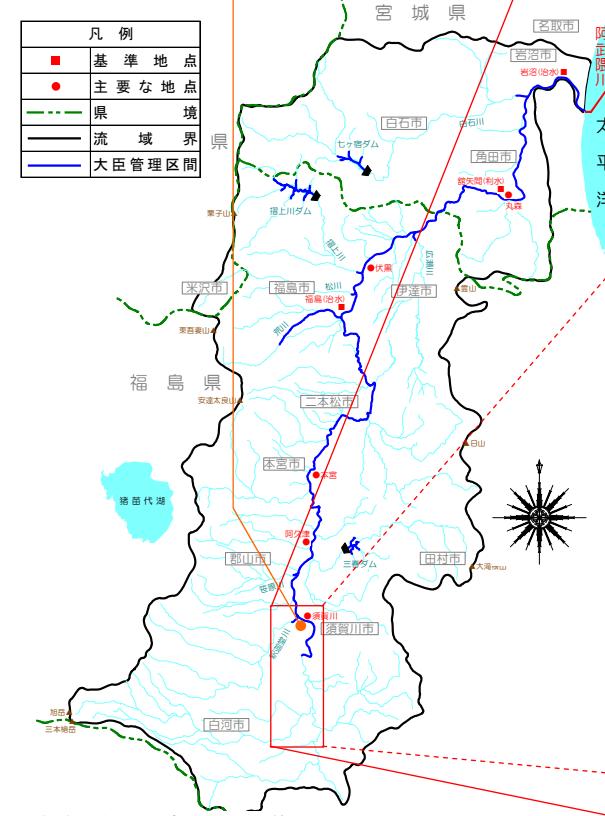


図5-1-1 遊水地の整備箇所 位置図

5. 河川整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能概要～

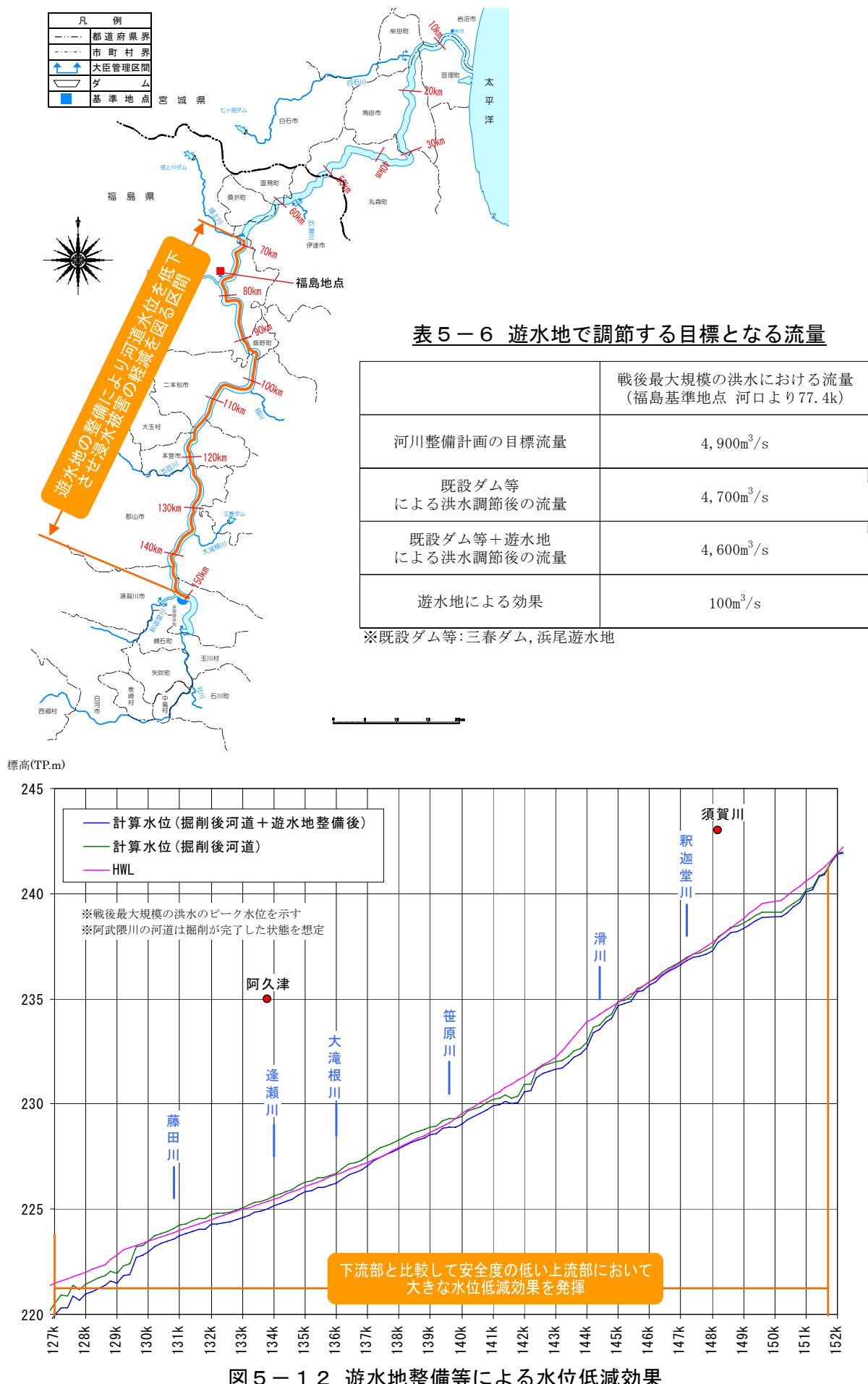


表5－6 遊水地で調節する目標となる流量

| | 戦後最大規模の洪水における流量 (福島基準地点 河口より 77.4k) |
|----------------------|--|
| 河川整備計画の目標流量 | 4,900m ³ /s |
| 既設ダム等による洪水調節後の流量 | 4,700m ³ /s |
| 既設ダム等+遊水地による洪水調節後の流量 | 4,600m ³ /s |
| 遊水地による効果 | 100m ³ /s |

※既設ダム等:三春ダム, 浜尾遊水地

標高(TP.m)

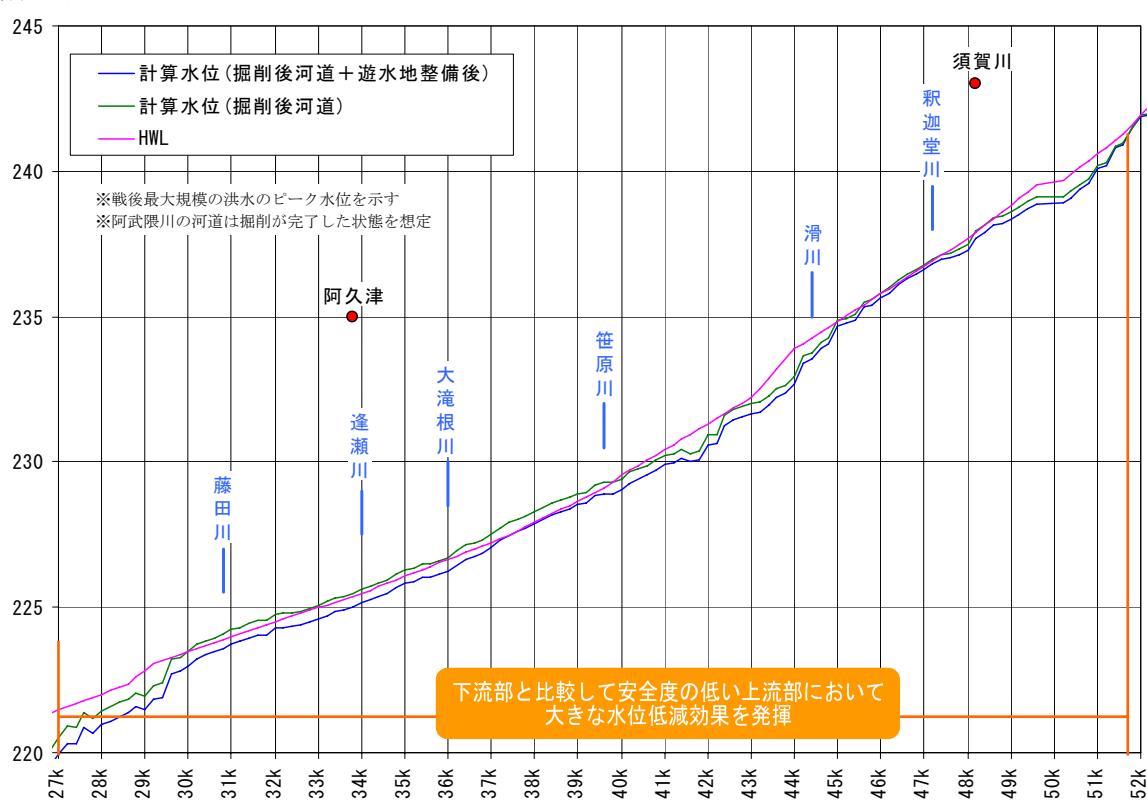


図5－12 遊水地整備等による水位低減効果

5. 河川整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設等の機能概要～

(5). 内水対策

内水による浸水被害の恐れがある地域において、既設の排水機場を適正に運用するとともに、配備されている排水ポンプ車の効率的な配置・運用を徹底し、内水被害の軽減に努めます。

近年、内水被害が頻発している箇所については、被害状況、地域の内水安全度などを適正に評価し、特に床上浸水等の被害が著しい地域においては、排水ピットの新設、排水ポンプの増強などの内水被害軽減対策を関係市町村と連携して実施します。

さらに、沿川地域の内水安全度を適正に評価した内水被害危険度ランク図を作成・公表し、ハザードマップなど地域住民への警戒・避難情報提供に活用する他、内水被害に関する情報の収集や効率的な対策を推進します。

下流の宮城県岩沼市では国と宮城県、岩沼市が連携し、排水機場の整備と併せて地域住民の避難行動の参考となる情報をリアルタイムに提供する浸水情報システムを整備し、ハードとソフト一体の内水対策を進めています。このような取り組みの他、国と地方自治体の防災担当機関で組織する「阿武隈川災害情報協議会」など連携の枠組みを充実し、ハード・ソフトの両面から国と地方が連携して総合的な内水対策を進めています。

また、総合的な内水対策の計画・実施に当たっては、雨水浸透や流域内貯留施設など流域内の流出抑制対策や、内水被害の危険度を考慮した土地利用が重要であることから、市町村や関係機関と連携することで適切な土地利用形態となるように努め、水害に強い地域の形成を目指します。



五間堀川の総合的な治水計画～宮城県と国土交通省の分担～



五間堀川におけるソフト対策
～浸水情報システムの整備(国土交通省)～

図5-13 国と地方が連携した総合的な治水対策(五間堀川)

5. 河川整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能概要～

(6). 地震対策

宮城県沖地震対策として、地震発生後に来襲する津波によって浸水被害が懸念される阿武隈大堰や河口部の直轄管理樋門・樋管等に対して耐震性を検証し、耐震補強等の必要な対策を実施します。また、地震後の出水における被害状況、社会状況等を検証し、その影響の程度が著しい河川管理施設については必要な対策を実施します。

(7). 水防活動拠点の整備

災害時における水防活動や応急復旧の拠点として、市町村等の関係機関と連携し、水防作業ヤードや土砂、土のう、根固めブロック等の水防資機材を備蓄し、河川情報の発信や水防活動、避難活動等の拠点となる河川防災ステーション等の防災関連施設について整備を実施し、適切な管理・運営により危機管理体制の強化を図ります。



図5-14 防災ステーション位置図

5. 河川整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設等の機能概要～

5. 1. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(1). 既設ダムによる補給

阿武隈川の流水の正常な機能を維持するための流量（正常流量）は、館矢間地点において概ね $40\text{m}^3/\text{s}$ としています。

10 年に 1 回程度起こりうる渇水時においても、正常流量を確保し、河川環境の保全や安定的な水利用を図るために、既設の三春ダム（平成 10 年度竣工）および摺上川ダム（平成 17 年度竣工）により、必要な水量を補給します。

表 5－7 流水の正常な機能の維持に必要な流量

| 河川名 | 地点名 | 地先 | 確保する流量 | 補給するダム |
|------|------|----------------|----------------------------|---------------|
| 阿武隈川 | 館矢間 | 宮城県伊具郡丸森町館矢間山田 | 概ね $40\text{m}^3/\text{s}$ | 三春ダム 摺上川ダム |
| | 阿久津 | 福島県郡山市大字阿久津館 | $13.6\text{m}^3/\text{s}$ | 三春ダム |
| | 大滝根川 | 赤沼 | $0.91\text{m}^3/\text{s}$ | 三春ダム |
| | 摺上川 | 瀬ノ上 | $2.8\text{m}^3/\text{s}$ | 摺上川ダム |
| | 白石川 | 大河原 | $6.0\text{m}^3/\text{s}$ | 七ヶ宿ダム |

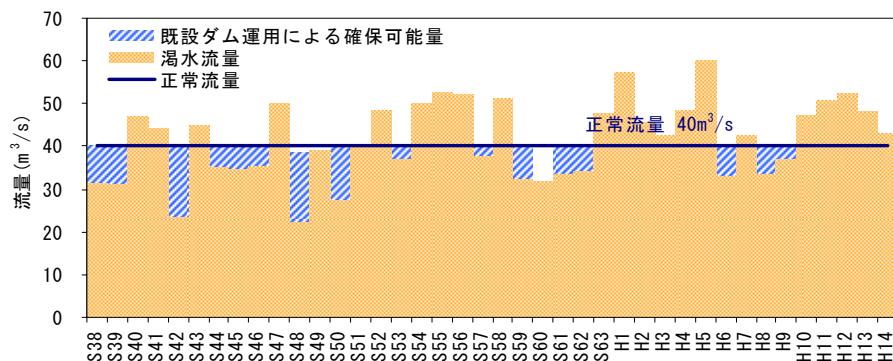


図 5－15 館矢間地点における渇水流量と既設ダムによる確保量

(2). 水質の保全・改善

定期採水による分析及び水質自動観測装置により、流域の水質状況を把握するとともに、現在の水質を悪化させることのないよう、既存の水質浄化施設やダム貯水池水質保全施設を適切に運用します。

また、流域全体の社会生活などに起因する富栄養化の原因物質については、流域内での汚濁負荷削減の取り組みを支援し、関係地方公共団体、下水道等の関係機関との連携を図りその減少に努めます。

さらに、子供達を対象とした水生生物の観察会や出前講座などを通じての啓発活動を継続し、流域住民とともに阿武隈川の水質改善に取り組みます。

表 5－8 阿武隈川の環境基準値(大臣管理区間)

| 区間 | 類型 | 環境基準値 | 環境基準点 |
|--------------------|----|------------------------------------|---|
| 河口より 0.0k～33.6k | A | BOD75%値(上限) 大腸菌群数(上限) SS(上限) | 2.0mg/l 1000MPN/100ml 25mg/l 阿武隈大橋 (河口より約 8km 地点) |
| 河口より 33.6k～121.4k | B | BOD75%値(上限) | 丸森橋 (河口より約 37km 地点) |
| | B | 大腸菌群数(上限) SS(上限) | 5000MPN/100ml 25mg/l 大正橋 (河口より約 66km 地点) 阿久津橋 (河口より約 134km 地点) |
| 河口より 121.4k～159.0k | B | | |

5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する整備

(1). 動植物の生息・生育環境の保全

i). 多自然川づくり

阿武隈川は、魚類の生息環境となる瀬や淵、アユの産卵床、様々な動植物の生息・生育環境などがあり、豊かな表情を有しています。今後とも、この豊かな自然環境を維持していくために、定期的に動植物の生息・生育環境の状況把握を行います。

河道掘削等の河川環境に変化を与える可能性のある河川工事の実施にあたっては、専門家の意見や地域住民の意向を参考にしながら、可能な限り動植物の生息・生育環境の保全・再生などに配慮します。

阿武隈川では「平成の大改修」のような緊急性を伴う大規模な改修が行われましたが、その中でも多自然川づくりを実施しています。今後の整備についても、多様な動植物の生息・生育の場となっている瀬・淵、砂州、汽水域、支川合流部及び魚類の産卵場など周辺環境に与える影響が極力少なくなるよう配慮します。また、水際部の整備にあたっては、河川環境情報図を評価したうえで、多自然川づくりを推進します。

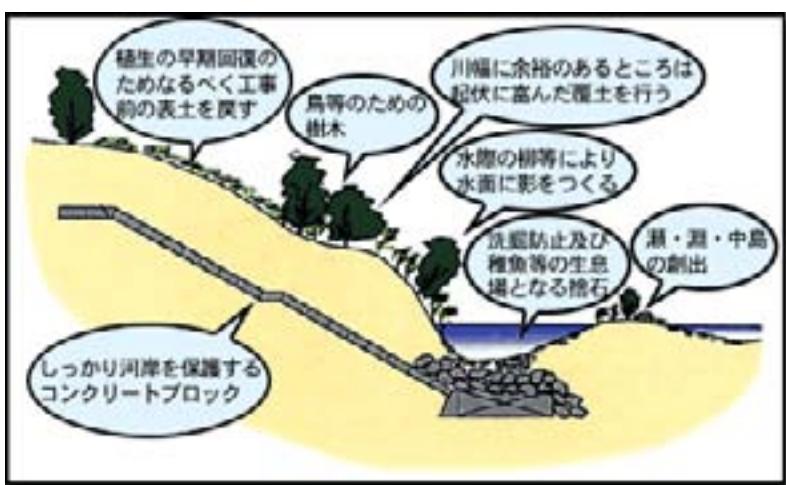


図5-16 多自然川づくりイメージ



平成の大改修で行われた多自然川づくりの例(河口より 60km 付近)

5. 河川整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設等の機能概要～

ii). 外来種対策の実施

阿武隈川では外来植物の面積割合が大きくなっていることや、外来魚の個体数が急激に増加していることなど、近年、河川環境の多様性の喪失が懸念されています。

今後、河道掘削を実施する箇所においては掘削形状を工夫し、冠水頻度を向上させる等、アレチウリを代表とした外来植物の侵入・定着を防止します。また、外来種の侵入が著しい箇所については、学識者から助言をいただいたうえで、伐採・間伐などの外来植物対策を実施します。



高水敷に繁茂したアレチウリ(福島県郡山市)

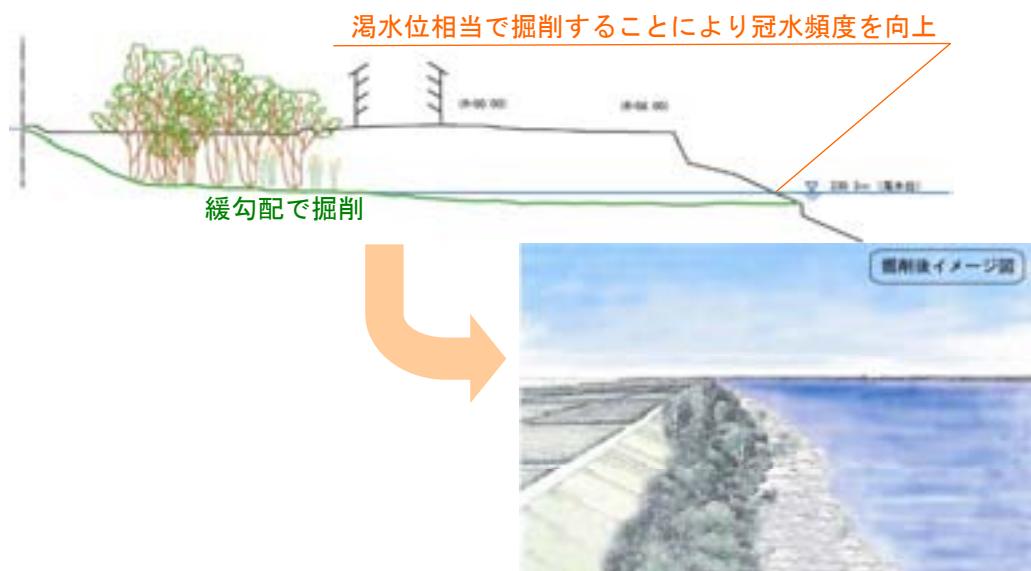


図5－17 外来種の侵入に配慮した河道掘削の検討例（須賀川市）

外来魚の増加への対応としては、流域の漁業関係者、県水産部局等と連携し、阿武隈川の豊かな生態系の維持保全の観点から外来魚の生息実態の把握に努めるとともに、河川利用者のモラルと意識の向上を図るための広報活動や、駆除・密放流対策を必要に応じて実施します。



外来魚対応連絡会の開催の様子

iii). 水際環境の保全・再生

阿武隈川では近年、全川的に河道内にヤナギ類の群落が発達し、土砂堆積による砂州の陸域化によって水際が急勾配・直立化し、陸域と砂州をつなぐ水際のなだらかな連続性を持つレキ河原が消失してきており、このような現象は阿武隈川が本来持っている動植物の生息環境の多様性や河川景観の消失につながります。

今後は、学識経験者から助言をいただきながら阿武隈川本来の水際環境の姿を適切に把握し、それらを保全・再生するための取り組みとして、動植物の生息・生育環境に配慮しつつ砂州の適正な維持や砂州上樹木の伐採などを実施します。

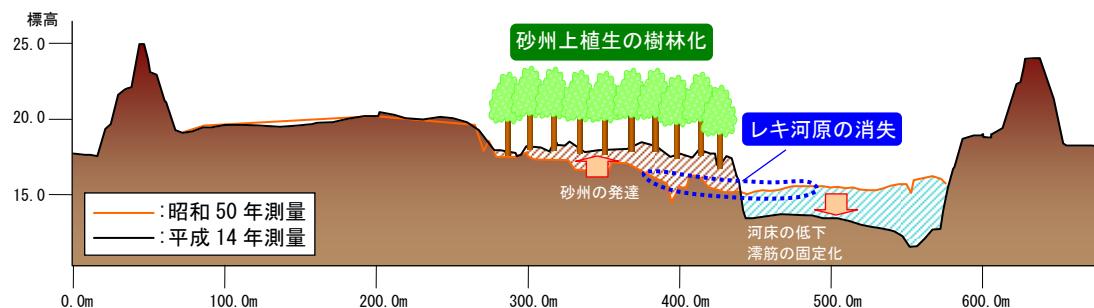
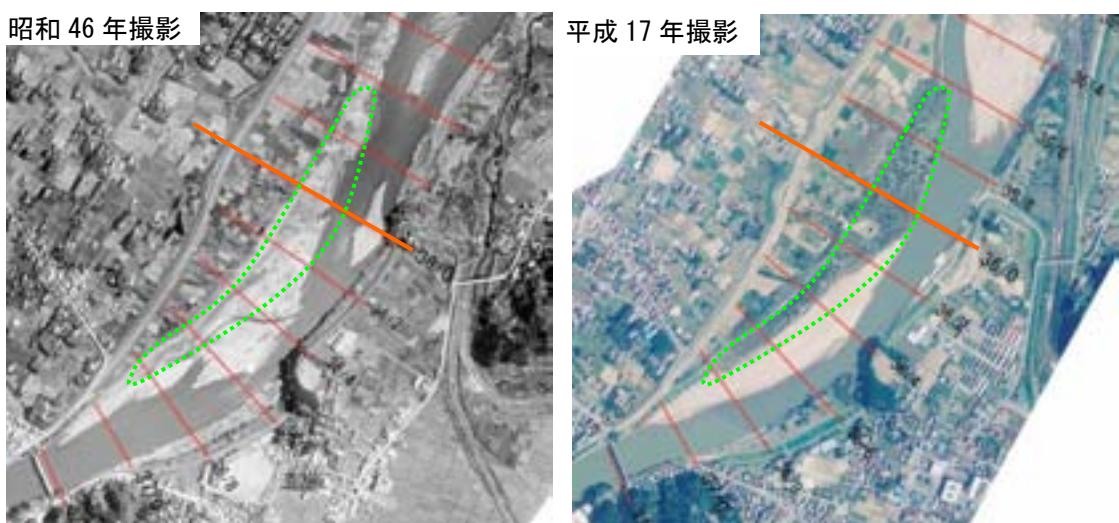


図 5－18 河道の経年変化(昭和 50 年～平成 14 年)
河口より 36.0km 付近(宮城県丸森町)

5. 河川整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設等の機能概要～

(2). 景観に配慮した河川整備

阿武隈川は周辺に自然公園や国立公園が存在し、阿武隈渓谷、乙字ヶ滝など自然豊かな河川景観を形成している景勝地では、古くから美しい河川風景を保持しています。河川景観の評価が高い箇所においては、河川工事による景観改変を極力小さくするよう努め、良好な景観の保全を行います。

また、良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等の地域固有の特性と密接に関連するものであることから、河川構造物の建設にあたっては、景観に配慮したデザインや色彩について専門家の意見を踏まえたうえで、使用材料についても充分周辺と適合するものの選定に努めます。



5. 河川整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能概要～

(3). 人と河川とのふれあいの場の創出

i). 河川空間の整備

阿武隈川は、人と川がふれあい、自然観察や環境学習の場、地域のまつりやイベントなど多様な利用がなされています。

平成10年8月洪水を契機とした「平成の大改修」における工事実施の際には、環境管理計画(平成元年策定)のブロック別管理方針を踏まえ、堤防整備などの治水施設の他、親水や環境学習の場として福島県内に10箇所の「水辺の小楽校」を整備しました。今後は、整備した施設を適切に維持管理するとともに、新たな堤防、護岸等の整備に当たっては、必要に応じ地域住民の意見を聞きながら子供からお年寄りまで安心して利用ができる安全性に配慮した階段やスロープなど、人と河川とのふれあいの場を整備します。

■学びのかわづくり



学水館あぶくま（岩沼市・角田市）
【仙南ブロック】



渡利水辺の楽校（福島市）【福島ブロック】



飯野町 水辺の小楽校【阿武隈峡ブロック】

■交流の川づくり



阿武隈漕艇場（飯野町）【阿武隈峡ブロック】

■親しみの川づくり



荒川桜づつみ河川公園（福島市）
【荒川・松川ブロック】



岡部親水公園（福島市）【福島ブロック】

～これまでの環境整備事例～

※水辺の小楽校：国土交通省が実施している「水辺の楽校プロジェクト」の認定の有無にかかわらず、福島河川国道事務所が『平成の大改修』の一環として各市町村等と連携を図り、独自に整備したもの。目的等は全国的な施策としての「水辺の楽校」と同様。

5. 河川整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設等の機能概要～

【阿武隈川水系河川空間のゾーニングについて】

阿武隈川水系では河川空間の適正な保全と利用を図るために、河川環境管理基本計画が平成元年3月に策定されています。これは、河川空間に対する多様な要請に対し、河川空間が有する機能により対応が可能な区域、あるいは河川空間特有の機能を活用することにより地域住民の生活環境の向上を図ることが可能な区域についての空間配置計画・施設整備計画です。

空間配置計画

空間配置計画は、ブロック計画に基づき、自然環境や景観、土地利用など、それぞれの地区特性に応じた河川空間管理の方向性を示すため、水辺や高水敷などの河川空間を、その利用目的に応じた適切な場所に配置することにより管理する計画です。

施設整備計画

施設整備計画は、各ブロックにおける整備方針を踏まえて施設整備を定める「空間整備計画」、河川空間利用の核として重点的に整備する地区を定める「拠点地区整備計画」並びに河川を軸として周辺地域と有機的に連携させる「水辺のネットワーク整備計画」から構成されます。

■空間整備計画

空間配置計画及び各ブロックの河川空間の整備に関する基本方針を踏まえて、豊かで潤いのある阿武隈川ならではの空間を整備する。

■拠点地区整備計画

阿武隈川水系の特徴を創造する区域であり、河川空間に対する要請等を考慮し、良好な河川環境等を活用し、河川空間利用の核としてふさわしい地区をそれぞれテーマを定めて重点的に整備する。

■水辺のネットワーク整備計画

阿武隈川及びその支川を軸として、河川周辺に存在する歴史・文化的施設や公園・緑地等を有機的に連携させ、美しい河川景観や自然とふれあえる水辺のネットワークを整備するための計画を策定する。

| ブロック名 | 管理方針 |
|----------------|---|
| 郡山・須賀川 ブロック | これまでに整備した施設等を適切に維持管理するとともに、河川敷の植生や野鳥等に親しめるよう環境に配慮する。 |
| 阿武隈峡 ブロック | 稚児舞台や阿武隈峡の良好な自然や景観の保全・活用を図る。 |
| 福島 ブロック | 河川敷の植生や野鳥等に親しめるよう環境に配慮し、これまでに整備した施設等を適切に維持管理するとともに、人と川とのふれあいを促進するよう努める。 |
| 三春 ブロック | 市民の憩いの場として親しまれている隈畔にふさわしい河川空間及び水辺環境を適切に維持していく |
| 荒川・松川 ブロック | これまでに整備した施設等を適切に維持管理するとともに、人と川とのふれあいを促進するよう努める。 |
| 摺上川 ブロック | 豊かな自然に包まれ、美しい渓流景観の自然とふれあいを促進するよう努める。 |
| 阿武隈ライン ブロック | 阿武隈渓谷の良好な自然環境を引き続き保全・活用する。 |
| 仙南 ブロック | これまでに整備した施設等を適切に維持管理するとともに、河川敷の植生や野鳥等に親しめるよう環境に配慮する。 |
| 七ヶ宿 ブロック | 山と緑に囲まれた広い水面を活用し、水面や水辺利用に配慮したレクリエーション空間を適切に維持していく。 |

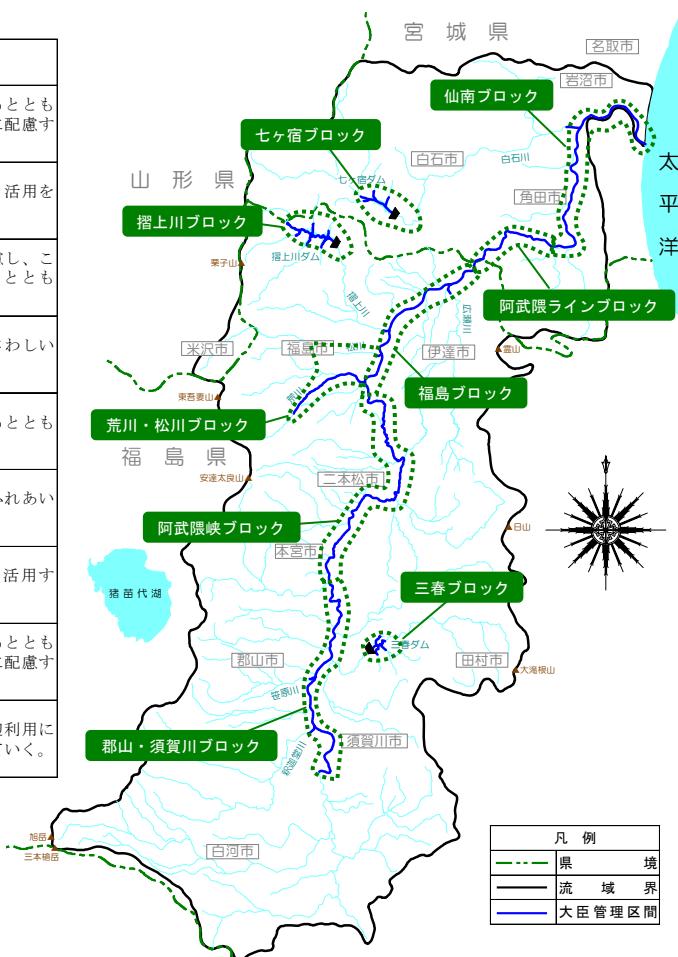


図5-19 ブロック別管理方針

ii). 水辺のネットワーク整備

阿武隈川の有するレクリエーション空間としての機能を拡大し、河川周辺地域との一体的な活用を図るため、阿武隈川およびその支川を軸として河川周辺に存在する歴史・文化的施設や公園・緑地等を有機的に連携し、変化に富んだ河川景観、多様な自然と歴史等に親しまれる水辺のネットワーク整備を地域住民、地方公共団体等と連携しながら進めます。



5. 河川整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設等の機能概要～

iii). ダム貯水池周辺活性化支援

ダム貯水池周辺は、森と湖に囲まれた貴重な水辺空間であるとともに、各種イベントの開催など地域コミュニティーの場としても非常に重要であることから、関係機関と連携して、ダム環境の保全と整備を実施し、利便性の向上を図ります。

また、水源地域及び流域の自治体・住民・関連機関等と広く連携し、適切なダム管理及びダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を目的とした「水源地域ビジョン」の策定・推進について積極的な支援を行います。



図5－21 摺上川ダムブロック拠点整備

iv). フォローアップ

これまでに整備した施設に対する住民からの要望・要請の把握を積極的に実施し、必要に応じて新たな施設を整備することで既設施設のフォローアップに努めます。



既設施設のフォローアップの例～機能障害を解消するために設置した導流堤～

(4). 健全な水循環系及び流砂系の構築に向けた取り組み

i). 健全な水循環系の構築に向けた調査研究の推進

阿武隈川流域は、東北地方の大河川流域の中で最も人口密度が高く、流域の社会経済活動に伴う水質の悪化や、過去100年で年間200mmもの降水量が減少するなど水資源の量的・質的保全の重要性が高まっています。また、阿武隈川水系は阿賀川水系(猪苗代湖)など他流域からの導水により多くの利水がまかなわれており、流域内の水循環にとどまらない複雑な取水形態を呈しています。

さらに、全国的には地球規模の気候変化による影響の顕在化が認められ、阿武隈川流域においても短時間・局地集中豪雨などによる洪水被害が懸念されるところです。

このような流域を取り巻く水問題の解決に向けて、水循環系に係わる諸問題の実態把握と将来予測、水循環にともなう物質循環系(水質形成過程)の解明などを関係機関と連携して推進します。



図5-22 水循環システムのイメージ

出典:平成18年度版日本の水資源

ii). 健全な流砂系の構築に向けた調査研究の推進

阿武隈川流域は、吾妻山や安達太良山などをはじめとする火山性荒廃地を抱えている一方、多くの砂防堰堤やダム等が整備されることにより供給土砂が減少するとともに、長年にわたる砂利採取に伴って、下流部では著しい河床低下が生じています。

また、河口部(仙台湾南部海岸)においても、沿岸漂砂の減少と相まって海岸侵食が著しく、海岸堤防倒壊などの被害が生じています。

このため、流砂系の総合的な土砂管理を推進する観点から、土砂移動の実態把握や予測、流砂系を健全な状態へ回復・維持するための調査・研究を関係機関と連携して推進します。



図5-23 健全な流砂系の構築に向けた施策の連携イメージ

5. 河川整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設等の機能概要～

(5). 河川環境のモニタリング

阿武隈川には、さまざまな魚や生物が生息・生育しており、豊かな自然環境として動植物に恩恵をもたらしています。その特色を消失させないためにも阿武隈川の動植物の生息・生育環境の保全に向け、各専門分野の学識経験者からの指導・助言を頂きます。これらを参考にして、河川の水質、物理環境や動植物の生息・生育分布等の経年的変化をとらえることを目的とした「河川水辺の国勢調査」や「多自然川づくり追跡調査」等の環境モニタリング調査を実施し、河川改修および河川管理の基礎資料とともに、河川改修等が動植物環境へどのような影響を与えていくか必要に応じた継続的な把握を行います。

なお、環境モニタリング調査の実施や環境把握にあたっては、部分的に学校関係者や地域住民等にも協力をいただきながら進めています。

また、調査結果は隨時とりまとめ、公表します。

表5－9 河川環境に関する調査

| 調査項目 | 調査内容 |
|-----------------|--|
| 河川水辺の国勢調査 | <ul style="list-style-type: none">・魚類調査・底生動物調査・動植物プランクトン調査（ダム湖のみ対象）・植物調査（植物相調査）・鳥類調査・両生類・爬虫類・哺乳類調査・陸上昆虫類等調査・河川環境基図作成調査 (植生図作成調査、群落組成調査、植生断面調査、水域調査、構造物調査) |
| 多自然川づくり 追跡調査 | 多自然川づくり実施箇所における工事後回復調査 |



河川環境に関する調査実施状況（魚介類）



河川環境に関する調査実施状況（底生動物）

(6). 環境情報の提供

様々な活動で阿武隈川・ダム湖を利用する人々や地域づくり、河川愛護、自然愛護団体など河川に係わる団体への情報発信・提供や連携、情報交換の場として、阿武隈川の CCTV ライブカメラ画像や水質のリアルタイムデータ、自然環境や水質に関する各種データベースの他、地域づくりやイベント情報なども含めた総合的な環境情報をインターネットや携帯電話などの IT 技術を活用し積極的に提供します。

河川環境・ダム湖周辺環境に係わるリアルタイムの情報発信により、阿武隈川やダム湖を利用する人々の利便性を高めるとともに、河川愛護や環境保全など環境に対する意識の向上を図ります。



掲示板による河川環境情報の提供

ホームページにアクセス
GIS 地図で検討対象箇所を検索

河川環境データと水文水質データを重ね合わせて提供

航空写真と植生図の重ね合わせ

河川情報カメラによるリアルタイム画像情報

生物個体数の変化

水質情報
(リアルタイム、経年変化)

当該箇所の横断図と水位情報
(リアルタイム配信)

図 5－24 河川環境情報提供のイメージ

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

維持管理の実施に当たっては、阿武隈川の河川特性を十分に踏まえ、河川管理上の重点箇所や実施内容など、具体的な維持管理の計画を作成するとともに、河川の状態変化の監視、状態の評価、評価結果に基づく改善を一連のサイクルとした「サイクル型維持管理」により効率的・効果的に実施します。

また、常に変化する河川の状態を測量・点検等で適切に監視し、その結果を河川カルテとして記録・保存し、河川管理の基礎データとして活用します。



図5-25 サイクル型維持管理のイメージ

※河川カルテ：河川の状態を把握し、更に河川改修工事、災害復旧工事、施設補修・更新等の維持管理に関する履歴等の基礎情報を整理するものである

5.2.1 河川の維持管理

(1). 河川の調査

河川管理を適切に実施するためには、河川の状態を適切に把握することが必要となります。このため、水文・水質調査や河道の縦横断測量、及び河川巡視等を継続的・定期的に実施し、今後の河川維持管理の実施に活用します。

i). 河川の巡視、点検

洪水において、堤防などの河川管理施設がその機能を発揮するためには、その状態を常に把握する必要があります。また、治水に関する施設に限らず、土地や河川水の利用状況、許可工作物の状況など、河川管理区域が適正に利用されているかどうかを日常から監視する必要があります。

これまでと同様に、今後も河川管理施設の異常や不法行為を発見するため、河川巡視や点検を実施します。



パトロールカーによる巡視の様子



河川巡視の様子



船上巡視の様子



施設点検の様子

表5－10 河川巡視（平常時）の巡視内容と頻度

| 名称 | 巡視内容 | 頻度 |
|------|---|--|
| 通常巡視 | 川の維持管理の状況把握 流水の占有の状況把握 土地の占有の状況把握 工作物の新築、移築及び状況把握 不法占用・不法使用者への注意・指導など | 原則 毎週定期的に実施 (その他、出水期前後に おいても点検を実施) |

ii). 河道状況の把握

河道の形状は流下能力や施設の機能に大きく影響を与えるため、その状況把握は非常に重要です。形状の経年変化や異常箇所について適切に把握するためには、縦横断測量や平面測量(空中写真測量)、斜め写真撮影を実施します。

また、日常の河川巡視から河道の流下能力に影響を与える変状が見られる箇所については、土砂堆積調査、中州・砂州移動調査など、必要に応じた調査を実施します。

これらの調査の結果は、すべて整理・分析し、河道特性の変動を把握すると共に、流下能力の評価に反映させます。

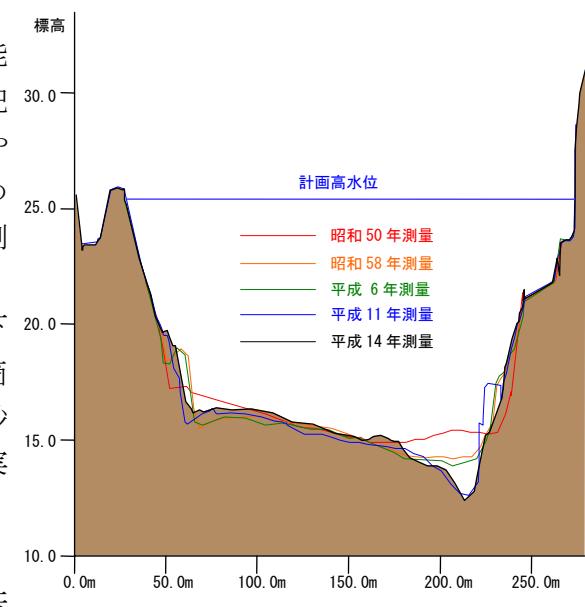


図5－26 横断形状経年変化
【河口より 38.0km 付近】

iii). 洪水後(洪水時)の状況把握

大規模な出水が発生した場合、河川管理施設に対して大きな影響を与える場合があり、施設の機能維持を左右するため、その変状を把握する必要があります。

そのため洪水後は、河川管理施設の変状を適切に把握することを目的に、施設の巡視や堤防漏水調査など、必要に応じた調査を実施します。

また、大規模出水による河道の変化は非常に大きく、その状況把握は後の河川維持管理にとって重要です。洪水が発生した場合には、空中写真撮影や河床材料調査など、多岐にわたる項目について調査します。

■洪水後(洪水時)に実施する代表的な調査項目

- ・空中写真撮影
- ・洪水痕跡調査
- ・河床材料調査
- ・異常洗掘調査
- ・植生の倒伏状況調査



平成 14 年 7 月洪水による河口砂州の変化

iv). 水文観測調査

渴水状況や洪水の規模を適切に把握するため、これまでに平常時・洪水時に関わらず、継続的に水文観測調査を実施してきました。現在、水位・流量観測や水質観測などの水文観測は合計 133 地点(平成 18 年 12 月時点)で行っています。

今後も、これら水文観測所の点検を適切に実施するとともに、水文観測調査を継続していきます。

表 5－11 水文観測所の数

| | 雨量 | 水位 <small>流量観測所含む</small> | 水質 | 地下水位 |
|------|----|------------------------------|----|------|
| 宮城県内 | 18 | 19 | 9 | 2 |
| 福島県内 | 40 | 36 | 9 | 0 |
| 合計 | 58 | 55 | 18 | 2 |

(2). 河川管理施設の維持管理

i). 堤防の維持管理

堤防は、洪水を安全に流下させ、流域の人々の生命や財産を守るために重要な施設です。そのため、河川巡視や堤防モニタリング調査等の河川調査で把握した現状をもとに、必要に応じた補修等を実施し、堤防の機能の維持に努めます。

①堤防補修

河川巡視等により確認された堤防変状（降雨や流水による浸食、モグラ穴等による損傷、有害植生の形成による法面の裸地化等）を放置した場合、洪水時に堤防損傷が拡大し、決壊の原因となります。そのため、日常的な河川巡視等を継続的に実施し変状を適切に評価したうえで、変状箇所の原因等を究明し、機動的かつ効率的に補修を速やかに実施し、災害の発生を未然に防止します。

②堤防除草

堤防に生じた変状は、洪水時に堤防決壊の原因になるほか、地震時には変状がさらに拡大し、堤防亀裂や陥没等、重大な被災につながることがあります。したがって、堤防の機能を正常に保つためには、常に状態を把握し、維持管理に努めなければなりません。

堤防除草は、堤防の変状箇所を早期に発見することや有害な植生を除去することなど、堤防機能の維持を主な目的として実施します。また、堤防への出入りを容易にすることにより水防活動の円滑化につながることや、害虫発生・繁殖の防止により周辺環境を良好に保つといった効果があるなど、重要な維持管理作業です。



堤防除草により早期に発見された法崩れ



堤防除草の実施状況



除草後の堤防モニタリング状況

③堤防天端の舗装

堤防天端の舗装は、雨水の堤体への浸透抑制を目的に実施しているものです。

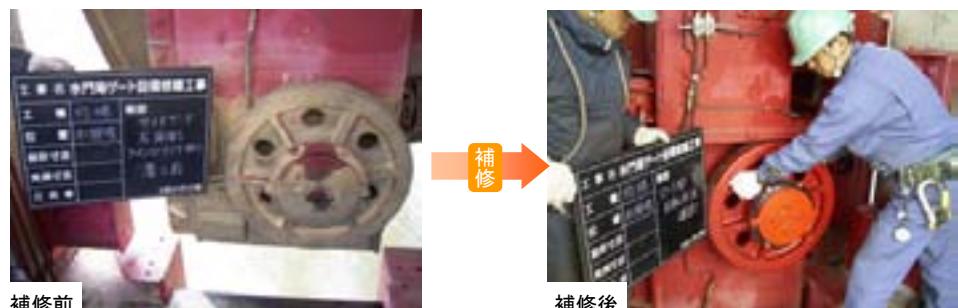
そのため、堤防の舗装クラック等は、雨水浸透の助長につながるため、適切に補修します。



堤防天端舗装の補修

ii) 樋門・樋管及び排水機場の維持管理

樋門・樋管本体及び周辺堤防の変状を把握するため、点検、調査を実施し、状態を適切に評価し、機動的に補修を実施します。また、ゲート操作に係わる機械設備及び電気施設についても、点検、調査を実施し、状態を適切に評価し、機動的かつ計画的に部品の修理、交換及び施設の更新を実施します。



ゲート設備の維持補修

排水機場においては、ポンプの運転に係わる機械設備及び電気施設について、点検、調査を実施し、状態を適切に評価し、機動的かつ計画的に部品の修理、交換及び施設の更新を実施します。また、ポンプ設備を収納している上屋についても、点検、調査を実施し、状態を適切に評価し、機動的に補修を実施します。



排水ポンプ車点検の様子



排水機場点検の様子

iii) 樹林帯の維持管理

阿武隈川左支川荒川では、荒川特有の歴史的財産である霞堤とあわせて古来より沿川に植栽されていた水防林の防災機能を活かして、水防林を樹林帯として保全・再生し、霞堤の保護及び氾濫流拡大の防止を目的とした整備を行っています。

荒川樹林帯は、水防林として古くから整備・維持されてきたものであり、優れた緑地空間でもあるため、水防機能、環境機能を十分に発揮するため、病虫害対策や保育、補植等により、樹林帯の維持管理を適切に行っていきます。

また、樹林帯の適切な維持管理を行うため、定期的なモニタリングを実施し、樹林帯整備後の生長過程や生育状態の把握、目標とする群落に対して樹勢状況等の経年的な変化を記録し植生管理に反映します。



図5-27 樹林帯の概要（支川荒川）



植林箇所への施肥



樹林帯(支川荒川)

5. 河川整備の実施に関する事項～河川の維持の目的、種類及び施行の場所～

(3). 河道の維持管理

河道の変動、河岸の浸食、護岸、根固工等の変状を早期に把握し、必要に応じて、機動的かつ効率的に補修等を実施します。

i). 河道管理

①河道堆積土砂撤去

出水により運搬される土砂は、低水路、高水敷、樋門・樋管部に堆積します。これらを放置すれば、流下能力不足を招き、施設機能に支障を及ぼすこととなるため、適正な河道断面を確保し、河川管理施設が常に機能を発揮出来るよう河道堆積土砂撤去を実施します。

②護岸補修

護岸の損傷を放置した場合、洪水時に護岸が流出し、高水敷及び堤防の浸食に発展、または浸透水により漏水が発生するなど、堤防の安全が損なわれる恐れがあります。したがって、災害発生の未然防止の観点からも、早期に護岸の損傷を発見、調査・評価し、機動的かつ効率的に補修を実施します。

また、河床が低下傾向にあり、局所的な洗掘による被害が多くなっています。今後は、洗掘により護岸の機能が損なわれないよう適切な対策を実施し、損傷が生じた場合には補修をします。



③塵芥処理

流木による河道閉塞等を未然に防止するとともに、高水敷の良好な河川環境を維持出来るよう漂着する塵芥（流木、かや等の自然漂流物）は、除去し適切に処分します。



塵芥処理の状況

ii). 樹木管理

樹木の成長や繁茂の状況を定期的に調査し、河道内樹木の繁茂・拡大により洪水を安全に流下させる上で支障となっている箇所や樹木群への土砂堆積により水際の陸地化が進行し阿武隈川本来の景観や自然環境を変化させている箇所について、治水・環境の両面から適切に評価し、必要に応じて伐採等の樹木管理を実施します。

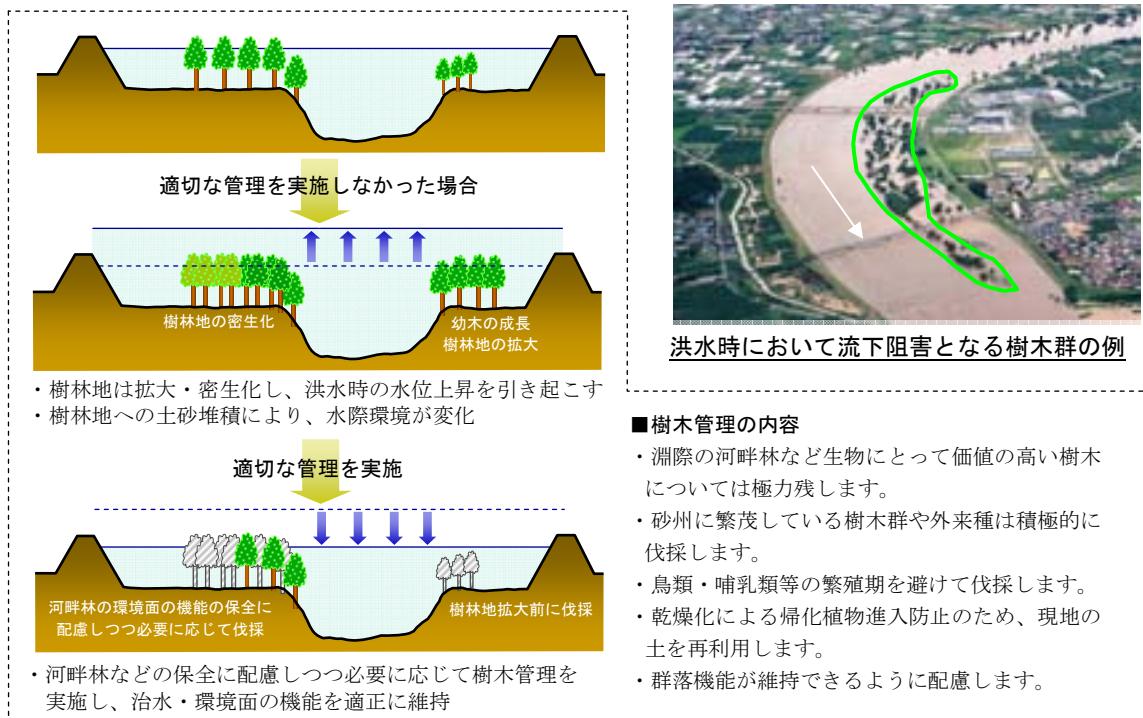


図5-28 樹木管理イメージ(断面図)

(4). 河川空間の管理

i). 河川空間の保全と利用

阿武隈川の河川空間は、地域住民が身近に自然と触れあえる憩いの場として利用されています。河川空間の保全と利活用の調整については、平成元年3月に策定された「阿武隈水系河川空間管理計画」に基づき、流域の自然的、社会的状況の変化に応じた内容の追加・変更・見直しを加えた上で、高水敷等の保全と利用の管理を行います。

河川の利活用に関するニーズの把握にあたっては「川の通信簿調査」や「河川空間利用実態調査」の実施により、利用状況を定期的に評価・分析し、利用を促進する取り組みを実施します。

河川敷地の占用にあたっては、その目的と治水上、環境上及びほかの占用施設への影響を考慮し、その占用施設が適正に管理されるように占用者に指導します。



川の通信簿調査実施状況

5. 河川整備の実施に関する事項～河川の維持の目的、種類及び施行の場所～

また、これまでに整備された施設を適切に管理・運用するとともに、定期的な安全点検を実施します。点検により危険箇所が明らかになった場合は必要に応じた対策を講じます。

さらに、阿武隈川の良さを流域内外の多くの方に知ってもらうため、ホームページでの広報活動や意見収集を通じて、利用しやすいように改善していきます。



安全点検の様子(渡利水辺の楽校)

ii). 不法占用・不法行為等の防止

河川区域内の不法占用や不法行為は、河川利用を妨げるだけでなく、水防活動や洪水流下の支障となるおそれがあります。そのため、河川巡視や河川情報カメラによる不法行為監視体制を強化します。監視により発見した悪質な不法行為については関係機関へ通報するなど、必要に応じた不法行為防止対策を講じます。

また、阿武隈川における不法投棄状況や、不法投棄がもたらす河川景観・環境への影響等を掲載した「ゴミマップ」等の作成・公表、河川情報カメラ画像の公開などを図り、不法投棄に対する情報提供を行うことで、住民への不法投棄に対する意識の高揚を図ります。



不法投棄防止のための注意喚起



図5－29 阿武隈川ゴミマップ(伏黒出張所館内)

iii). 環境教育の支援

近年、小中学校の「総合的な学習の時間」の中で阿武隈川が身近な環境教育の場として活用されています。子どもが阿武隈川に親しみ、自然を大切にする心を育てるため、河川学習の指導者となる人材及び団体等の設立や運営について支援を行います。

現在、ボランティアとして阿武隈川の川遊びの指導にあたる人材を養成する「川遊びインストラクター養成講座」や、河川管理者による出張講座「出前講座」など、環境教育を支援するイベント等を開催しています。今後も、これらの活動を積極的に進めています。



出前講座の様子

iv). 河川愛護の啓発

阿武隈川が地域住民の共通財産であるという認識のもとに、河川について理解と関心を高め、良好な河川環境の保全・再生を積極的に推進し、河川愛護について広く地域住民に周知を図る必要があります。

そのため、各種広報活動や児童・生徒の河川愛護意識の啓発、河川利用の促進による自然に触れる機会の創出等を行うとともに、流域自治体や関係機関と連携して地域住民やボランティア団体等と協力しながらクリーンアップ活動等の活発化を図り、河川愛護意識の啓発に努めます。



河川愛護の啓発ポスター

(5). 管理の高度化

阿武隈川は北上する台風の進路と流下方向が重なるため、上流部から下流部まで最大流量がほぼ同時刻に生じる傾向があり、施設操作や緊急対応が広範囲にわたり一時期に集中する複雑な災害対応が必要となります。

そのため、河川管理施設については、操作性の向上、情報の迅速化、確実化に向け、電動化を進めるとともに樋門情報管理システムにより操作情報の即時把握に努めるとともに、重要な施設は、光ファイバーを活用した集中管理・カメラによる遠隔管理（監視操作）を可能にすることにより、バックアップ体制を確立し、管理の高度化を図ります。



図5-30 樋門情報管理システム

5. 河川整備の実施に関する事項～河川の維持の目的、種類及び施行の場所～

また、情報コンセントや河川情報カメラなどの河川管理設備を整備・活用する事により、平常時には河道状況や河川利用状況の把握、災害時には現場からのリアルタイム且つダイレクトな情報の取得をおこない、的確な判断による迅速な対応に結びつける事により、河川監視の高度化を図ります。

また、河川巡視や水質事故対応には河川巡視システムを活用し効率的に現地の情報を取得する事により、的確且つ迅速な対応を図ります。

さらに、日々の河川管理において得られる各種情報は、河川管理の履歴情報として蓄積し、データベース化を図るなど効率的に管理します。



図 5-3-1 河川管理施設の遠隔監視システム

5.2.2 ダムの維持管理

阿武隈川水系には国土交通大臣が管理する七ヶ宿ダム、摺上川ダム、三春ダムの計3つのダムが整備されています。これらのダムについて、洪水時や渇水時などに機能を最大限発揮させるとともに、長期にわたって適正に運用するため、日常的な点検整備、計画的な維持修繕を実施します。



量水板の清掃状況



湖面巡視の実施状況



係船レールの点検状況



流木処理の状況

表 5-1-2 ダム巡視（平常時）の巡視内容と頻度

| 名 称 | 巡視内容 | 頻 度 |
|------|---|--|
| 通常巡視 | 堤体、放流設備、警報施設等の点検 湖面、陸域の湖岸、下流河川の状況把握 不法占用・不法使用者への注意・指導など | 原則 毎週定期的に実施 (その他、出水期前後に おいても点検を実施) |

※情報コンセント：河川沿いに敷設した光ファイバーケーブルに沿って、映像・音声・データの送受信を可能とする設備。

平常時・災害時等における河川管理の情報の受発信に活用されます。

5. 河川整備の実施に関する事項～河川の維持の目的、種類及び施行の場所～

ダムから放流する場合には、下流に整備されている情報表示盤により放流の開始等について表示するなど、放流による流量増加に対する注意喚起を実施し、さらに洪水時に自治体から避難情報を迅速に地域住民に伝達するため、自治体からの要望をふまえて協定締結を進めていきます。

また、ダム下流河川の環境の変化は、生物の生息環境に影響を与える場合があるため、下流河川の状況及びダムの機能・能力等を勘案し、河川環境の保全を目的とした平常時におけるダムからの放流量を増やすフラッシュ放流等の検討を進めます。

三春ダム上流の流入河川には、上流から流出する水質悪化要因となる懸濁物質を土砂と共に沈殿させる目的で前貯水池を設置しています。この前貯水池には毎年土砂が堆積するため、機能を維持するためにも堆積土砂の定期的な撤去が必要です。今後は、撤去した土砂の有効的な活用法について検討を進めたうえで、適切に堆積土砂の撤去を実施します。



表示盤による情報提供



フラッシュ放流の状況



三春ダム前貯水池における堆積土砂の撤去

七ヶ宿ダムと摺上川ダムでは、「七ヶ宿ダム湖面利用協議会」「摺上川ダム湖面利用協議会」により湖面の安全確保と水質・生態系保全等に配慮した湖面利用ルールが決定されています。

ダムが給水する地区に安心して飲める水を供給するためにも、利用者がルールを守り、湖面が適切に利用されるよう適切に管理します。



湖面利用ルールをホームページに掲載(摺上川ダム)

5. 河川整備の実施に関する事項～河川の維持の目的、種類及び施行の場所～

5. 2. 3 危機管理体制の整備・強化

(1). 洪水時の対応

i). 洪水予報及び水防警報等

阿武隈川は、「洪水予報河川」に指定されていることから、洪水予測システムにより出水の状況を予測し、仙台管区気象台および福島地方気象台と共同で洪水予報の迅速な発令を行うとともに、関係機関に確実な情報連絡を行い、洪水被害の未然防止及び軽減を図ります。

また、水防警報の迅速な発令により、円滑な水防活動の支援、災害の未然防止を図ります。さらに、洪水時における役割を日常から把握し、有事の際に確実な情報連絡ができるよう出水期前に情報伝達訓練を実施します。

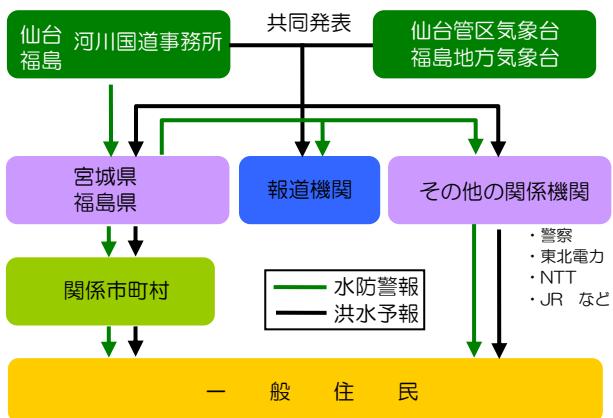


図 5-29 洪水予報・水防警報の伝達経路



ii). 洪水時等の巡視

洪水時には河川およびダムの巡視を行い、堤防等の河川管理施設や許可工作物の異常等を早期に発見し、速やかに状況を把握するとともに、迅速な水防活動等が行えるように努めます。

洪水時の巡視には、出動指示・状況報告を迅速かつ的確に伝達するために、河川巡視点検システムを活用し、効率的な巡視に努めます。

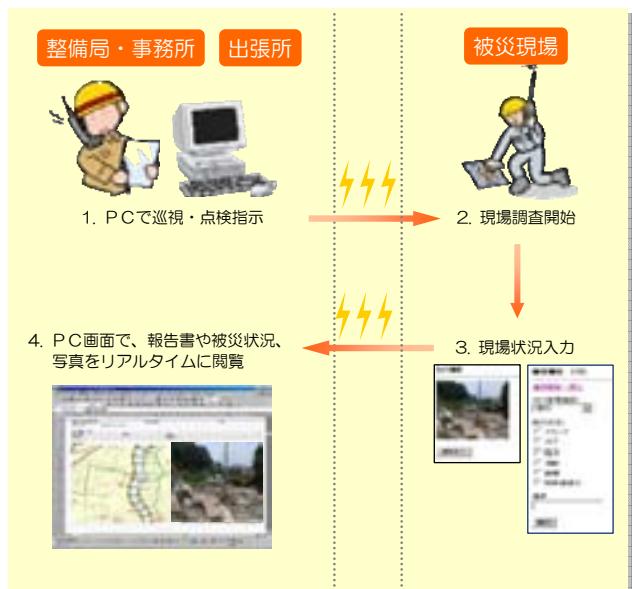


図 5-32 河川巡視点検システムのイメージ

※洪水予報河川：水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報の対象として、国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川。

5. 河川整備の実施に関する事項～河川の維持の目的、種類及び施行の場所～

表5－13 河川巡視（洪水時）の巡視内容と頻度

| 名称 | 巡視内容 | 頻度 |
|-------|--|------------------------------|
| 洪水時巡視 | 流水の状況把握 堤防の状況把握 河岸、護岸及び水制根固め等の状況把握 | 出水により河川管理施設に被害が発生するおそれがある場合。 |

表5－14 ダム巡視（洪水時）の巡視内容と頻度

| 名称 | 巡視内容 | 頻度 |
|-------|-----------------------------------|------------------|
| 洪水時巡視 | 堤体、放流設備等の点検 湖面、陸域の湖岸、下流河川の状況把握 | 出水によりダムから放流する場合。 |

iii). 河川管理施設の操作等

ダム、樋門・樋管等の河川管理施設の操作は、水位、流量、雨量等を的確に把握し、操作規則等に従い適正な操作を行います。

七ヶ宿ダム、三春ダムおよび摺上川ダムの運用にあたっては、下流の河川改修の整備状況等に対応して、ダムの操作ルールを適宜見直すこともあります。

また、内水被害が発生した河川については、地元自治体と協力しながら、国土交通省が保有する排水ポンプ車を有効活用するとともに、大規模な内水氾濫においては、東北地方整備局管内に配備された排水ポンプ車を機動的に活用し、迅速かつ円滑に内水被害を軽減するよう努めます。

(2). 地震、津波対応

地震、津波の発生に対しては、気象庁や県・市町村と連携のもとでの情報の収集・伝達や、河川管理施設の適切な操作を実施します。また、発生後にはダムや河川管理施設の迅速な巡視・点検を行い、二次災害の防止を図ります。

また、有事の際に迅速な行動ができるよう大規模地震を想定した避難訓練・災害対応訓練等を実施し、宮城県が作成した津波浸水予測図の普及を支援するなど関係機関と連携して防災意識の啓発を図ります。



地震後の護岸点検状況

(国道6号阿武隈橋、平成15年5月26日)

表5－15 河川巡視（地震発生時）の巡視内容と頻度

| 名称 | 巡視内容 | 頻度 |
|-------|---------------------------------------|------------------|
| 地震時巡視 | 堤防、護岸、樋門・樋管等の河川管理施設の亀裂、沈下、崩落等の被災状況の把握 | 震度4以上の地震が発生した場合。 |

表5－16 ダム巡視（地震発生時）の巡視内容と頻度

| 名称 | 巡視内容 | 頻度 |
|-------|-----------------------------|----------------------------|
| 地震時巡視 | 堤体、放流設備等の点検及び湖岸の崩落等の被災状況の把握 | 震度4以上又は2.5g以上以上の地震が発生した場合。 |

5. 河川整備の実施に関する事項～河川の維持の目的、種類及び施行の場所～

(3). 水質事故時の対応

阿武隈川では、毎年 30 件以上の水質事故が発生しています。「阿武隈川水系水質汚濁対策連絡協議会」を活用し、事故発生時には関係機関の連携や巡視システムの活用による早期対応により、被害の拡大防止に努めるため、連絡体制の強化と情報提供の充実を図ります。

また、防除活動に必要な資材（オイルフェンスや吸着マット等）の備蓄を行うとともに、迅速な対応が行えるよう水質事故訓練等を実施します。

さらに、水質事故を未然に防ぐため、ポスターやホームページなどに水質事故防止の啓発を図ります。



オイルフェンス設置訓練実施状況



水質事故防止の啓発パンフレット

(4). 渇水時の対応

河川流量が減少し、渇水対策が必要となった場合は、河川の水量・水質に関する情報を迅速に提供するとともに、「阿武隈川水系上流渇水情報連絡会」「阿武隈川水系下流渇水情報連絡会」による情報交換や利水者相互間の水融通を行うなどの適切な低水管理及び円滑な水利用等の渇水調整を促し、関係機関と連携した渇水被害の軽減に努めます。



阿武隈川水系上流渇水情報連絡会の様子

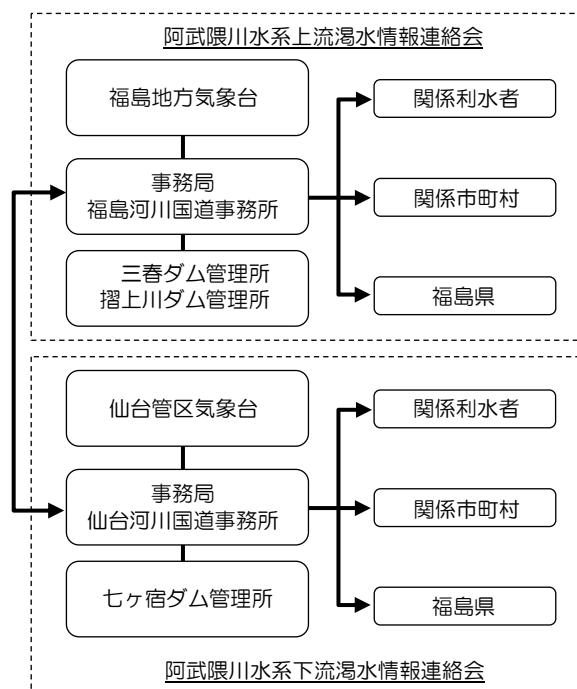


図 5－33 渇水情報連絡系統図

(5). 河川情報の収集・提供

治水・利水及び環境に関する情報収集として、雨量・水位・水質の観測データをはじめとし、河川情報カメラ画像や河川工事・調査・管理に関する情報等の把握を行います。収集した情報については、光ファイバーなどの高速通信手段を活用し、報道機関やインターネット、携帯電話等を通じて、一般の方々に迅速に提供します。

これら河川情報システムが常に機能を発揮できるように、施設の定期的な点検・整備を行うとともに、老朽化施設の更新計画を策定し、計画的に補修や整備を行います。

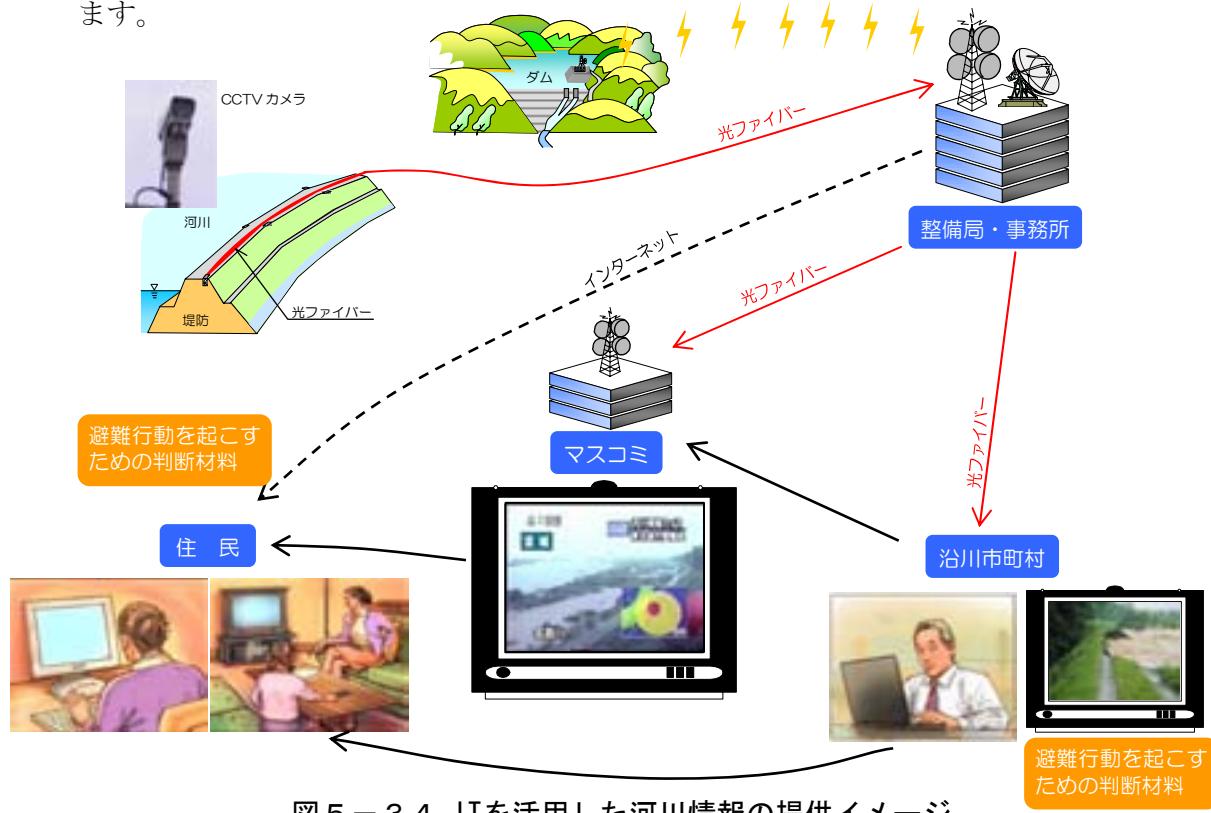


図5-3-4 ITを活用した河川情報の提供イメージ



インターネットによる情報提供



携帯電話による情報提供

(6). 洪水ハザードマップの作成支援

洪水時の被害を軽減するために氾濫区域や避難経路、避難場所等について常日頃から地域住民に周知するなど、住民の防災に対する意識を高揚させることが必要です。

平成 17 年 5 月に改正された水防法により、市町村は洪水ハザードマップの作成・公表が義務付けられました。阿武隈川では「阿武隈川圏域災害情報協議会」を平成 17 年に設立し、ハザードマップの普及促進を図っています。

今後も、市町村の洪水ハザードマップの早期作成のための支援や住民への普及促進の支援を積極的に行います。



■阿武隈川圏域災害情報協議会

目的：洪水ハザードマップの作成・普及

構成：沿川 11 市町村、福島県

福島地方気象台

権上川ダム管理所

三春ダム管理所

福島河川国道事務所

平成 17 年に設立されて以来 4 回の会議を行った結果、ハザードマップ整備済み市町村数は会議設置前の 4 市町村から 7 市町村まで増加した。

■「平成 10 年 8 月洪水」におけるハザードマップの効果

早くから「洪水ハザードマップ」の作成、公表を行っていた郡山市では、大きな被害を受けた平成 10 年 8 月洪水時にハザードマップが活用され、大きな効果を発揮しました。その後行われたアンケート調査より、「洪水ハザードマップ」を見た住民の避難勧告直後の避難率は、見ていない住民よりも約 5% 程度高かった※こと明らかとなっています。

また当時の行政側の対応も、ハザードマップ作成時における情報収集や被害時の対応検討等によって、迅速な行政対応が可能となり、洪水時の危機管理の一環として大きな効果をもたらしました。

しかし当時の避難活動から、避難場所の設定や災害弱者対策など改善するべき課題が挙げられたため、郡山市ではこれらに対応した改訂版を平成 12 年度に配布しています。



図 5-35 洪水ハザードマップ 郡山市

※「平成 10 年 8 月末豪雨災害における郡山市民の避難行動の実態とその問題点（群馬大学工学部 片田教授）」より

(7). 水防活動への支援強化

河川水害の被害を軽減させるために実施する水防活動は水防法により市町村が主体となって実施することとなっていますが、河川管理者である国土交通省・宮城県・福島県・水防管理団体も、連携して水防活動に取り組んでいます。堤防の詳細点検結果および毎年見直し・作成を行っている重要水防箇所調査書における危険箇所の情報提供を実施するとともに、出水期前に水防団及び関係機関と合同で巡視を実施し意見交換を行うほか、情報伝達訓練・水防技術講習会・水防訓練等を実施し、水防技術の習得と水防活動に関する理解と関心を高め、洪水等に備えます。

また、排水ポンプ車や土嚢製造機などの災害対策機器の効率的且つ効果的な活用・支援に向け、操作講習会の開催や沿川自治体との連携を図っていきます。

また、地域の方々が水防団への協力と理解を深めてもらうとともに水防活動や自助・共助の重要性を理解していただくために水防フォーラムや水防ゼミナールなどを開催し、地域防災力の向上に努めます。

さらに、大規模な災害が発生した場合において、河川管理施設及び公共土木施設等の被災状況の把握や迅速かつ効果的な応急復旧、二次災害防止のための処置方法等に関して専門的知識を持っている防災エキスパートなどへ協力を要請し、的確に状況を把握し迅速に対応します。あわせて、災害時協力団体と災害時の協定を結び、迅速な災害復旧に努めています。

その他、水防資材の備蓄倉庫等については、各水防管理団体とともに整備の充実を図り、定期的に備蓄資材の点検を実施していくとともに、側帯や備蓄資材等について計画的に整備し、災害発生時に対応する体制づくりを図っていきます。

表5-17 水防活動支援一覧表

| 対象者 | 実施内容 |
|----------------------------------|-------------|
| 地元水防団 消防団 県・市町村 水防技術経験者 | 重要水防箇所点検 |
| | 情報伝達演習 |
| | 水防技術講習会 |
| | 水防訓練 |
| | 水防資材の備蓄状況点検 |



水防訓練の様子



積土のう体験への住民参加

住民参加による水防訓練の実施



水防団と合同による
重要水防箇所の巡視



図5-36 防災エキスパート
の協力体制

※防災エキスパート：道路や河川、海岸堤防などについて専門的な知識を持ち、公共土木の被災情報の迅速な収集などにボランティアで協力してくれる人。

5.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

5.3.1 地域の理解と協力による河川整備

本整備計画の目標達成までには概ね30年の長期間を要します。そのため、整備途上段階での災害時にも被害が最小限となるよう、洪水ハザードマップの作成・周知、危機管理意識の啓発など防災・減災への取り組みが重要となっています。

また、輪中堤や宅地嵩上げなど流域の土地利用と一体となった河川整備や流域内の流出抑制対策などの水害に強い地域づくりに向けた取り組み、さらには、阿武隈川の水質改善をはじめとした健全な水循環系の構築に向けた取り組みなどは、河川管理者をはじめとした行政だけでの対応には限界があります。

これらの課題に柔軟に対応し、取り組みを実効性のあるものとしていくためには、地方自治体などの行政担当部局と河川管理者の緊密な連携はもとより、地域住民の理解と協力に基づく流域一体となった連携・協働が必要不可欠です。

このため、積極的な情報の公開と情報の共有に努め、参加・連携の機会を確保することにより、行政と地域との対話や相互理解を促しながら本整備計画を推進します。

災害危険区域の指定について～土地利用一体型水防災事業～

阿武隈川では『丸森地区(丸森町)』『梁川地区(伊達市)』『二本松・安達地区(二本松市)』の3地区において、地形特性や洪水流出特性から連続堤の整備が困難なため、輪中堤や宅地嵩上げを中心とした土地利用一体型の治水対策である水防災対策特定河川事業を展開中です。

この事業は、浸水被害により人命や生活に深刻な影響を及ぼす地域を優先的に防護するため、輪中堤や宅地嵩上げなどの地先対策が中心となります。そのため、防護区域以外の地域については治水対策を考慮した土地利用へと誘導を図っていく必要があります。

本地域においては、地域の方々と十分な話し合いを重ね、ご理解をいただいたうえで各地方公共団体において建築基準法に基づく「災害危険区域」の指定に関する条例を制定し、治水対策と適正な土地利用への誘導を一体的に実施しています。



図5-3-7 災害危険区域の指定～二本松市の例～

5. 河川整備の実施に関する事項～その他河川整備を総合的に行うために必要な事項～

5.3.2 住民参加と地域との連携による川づくり

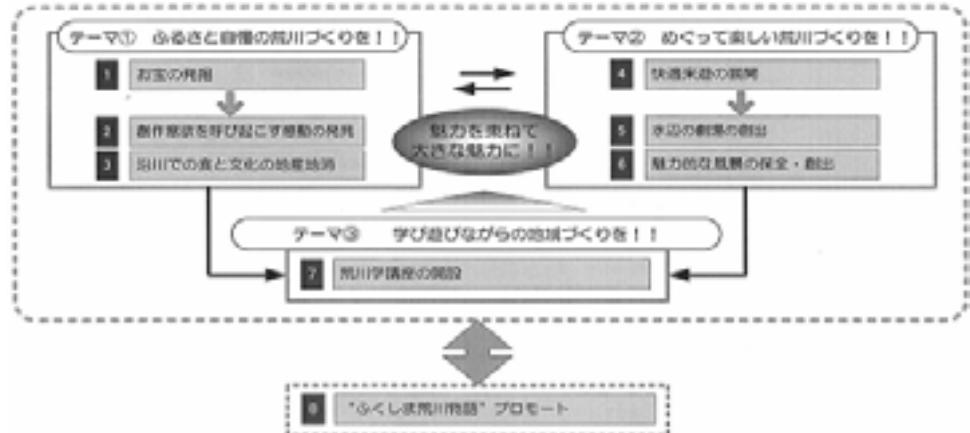
阿武隈川流域においては、多くの団体が独自に河川に関わる様々な活動を展開しています。河川をとりまく多様化するニーズを踏まえ、自主的な堤防除草など地域が積極的に河川管理に参画する取り組みなども行われています。このような河川愛護団体など様々な分野の団体と河川管理者とのパートナーシップを確立するとともに、団体の設立や育成についての支援を行なながら、参加と連携による河川を基軸とした活力ある地域づくりを推進します。

【感性みがく・感動めぐる ふくしま荒川物語】

支川荒川においては、平成17年に発足した「ふくしま荒川物語実行委員会」が中心となり、『感性みがく・感動めぐる ふくしま荒川物語』をキャッチフレーズに、訪れる人に様々な感動を与え、さらには活気あるまちづくりを目指して地域イベントの開催など様々な活動を展開しています。このように河川を基軸としたまちづくりを地域主導で主体的に取り組むことにより、河川と地域・人が良好な関係を育んでいる全国的にも先進的な事例として注目されています。

『感性みがく・感動めぐる ふくしま荒川物語』は、『荒川』を中心に、地域と行政が立場や活動の領域を越えて連携し、地域固有の資源や風景の保全・活用などによる「地域住民が誇れる地域づくり」を目指すものです。

本構想を実現するための具体的な行動テーマとして、以下の3つのテーマを設定しました。



これら8つのアクションプランが基となって5つのプロジェクトチームが結成され、「ふくしま荒川物語」実行委員会として民間主導での活動が行われています。

5つのプロジェクトチーム

| プロジェクトチーム | 活動概要 |
|------------|--------------------------------------|
| お宝調査隊 | 荒川沿川の魅力となるお宝調査、感動体感スポット調査、資源のデータベース化 |
| 荒川学部会 | 荒川ハンドブックの作成、荒川学講座の開催 |
| 快適来遊部会 | 荒川沿川のガイドツアーの実施、散策モデルルート設定、サイン計画 |
| 食文化・地産地消部会 | 農業・工芸体験や料理教室等の開催、農産物や伝統工芸を活かした商品開発 |
| プロモート部会 | 共通のロゴマークの作成、地域情報の集約・整理、ポータルサイトの開設 |

※『ふくしま荒川物語実行委員会』は、「阿武隈川支川の荒川流域の優れた自然や景観などを見つめ直し荒川の魅力を高め多くの方々に知ってもらい、訪れてもらおう」という主旨のもと、『土湯温泉観光協会』、『ふるさとの川・荒川づくり協議会』、『まちづくりを考える西の会』の3団体と福島市を構成員として平成17年4月に設立。



レンタサイクル



荒川探索会



ロゴマーク

5. 3. 3 河川整備の重点的、効果的、効率的な実施

本整備計画を重点的に進めるため、効果的かつ効率的な取り組みが必要となります。

新技術等を活用したコスト縮減・事業の迅速化を図り効率的な事業実施をおこなうとともに、本整備計画策定後の各種施策等の実施にあたり、計画の進捗状況や社会情勢、地域の要請等に変化が生じた場合は、計画のフォローアップを行い必要に応じて見直しを行い効果的な河川整備を実施します。

6. 結語

本整備計画では、3つの基本理念「安全で安心が持続できる阿武隈川の実現」「豊かで多様な自然環境の次世代への継承」「阿武隈川を軸とした人・自然・社会の調和と活力ある地域の創造」の実現に向けて、阿武隈川の治水、利水、環境、維持・管理それぞれに目標を定め、段階的な整備に着実に取り組んでいくこととしています。

本計画を実行し、阿武隈川をより良い姿で次世代に継承していくためには、河川管理者の不断の努力はもとより、流域に住む一人一人の理解と協力が必要不可欠です。そのためには、流域に住む多くの人々が阿武隈川に親しみ、関心を持ってもらうことが大切と考えています。

河川整備計画の実施にあたっては、計画の実施段階から維持管理に至る様々な場面で河川管理者の取り組みを地域に情報発信し、また、地域の方々の阿武隈川への思いやニーズを適切に把握し、施策に反映していくことで、河川管理者と流域市民の信頼関係を育み、連携と協働の枠組みを広げていく必要があります。

このような取り組みを継続することにより、阿武隈川が1つの流域共同体であるとの意識が醸成され、阿武隈川が抱える様々な課題は、流域に住む一人一人共通の課題であると認識されるものと考えます。

阿武隈川は、流域の人々との関わりの中で、時には自然の力で、時には人の手によって、常にその姿を変えながら、歴史と文化を育んできました。この、たえず変化している阿武隈川を確かな目で見つめ、川と上手につきあってきた先人たちの知恵に学びながら、地域とともにより良い川づくりに努めていきます。